

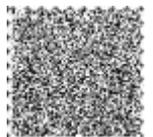
足立区バリアフリー地区別計画 (総合スポーツセンター周辺地区編) 素案

令和4年4月



足立区都市建設部都市建設課
ユニバーサルデザイン担当課

この表紙は音声コード付きです。右のマークが音声コードです。
専用の読み上げ装置を使用して読み取ることで、音声で内容を聞き取る
ことができます。



目次

第1章 地区別計画の概要

1	バリアフリー地区別計画の位置づけ	1
(1)	バリアフリー基本構想とは	1
(2)	足立区におけるバリアフリー基本構想	1
(3)	10か所にバリアフリー地区別計画を策定	3
2	地区別計画の内容	4
(1)	地区別計画におけるバリアフリー化の進め方	4
(2)	生活関連施設・生活関連経路・重点整備地区の設定方法	6
(3)	生活関連施設・経路のバリアフリー化に向けた特定事業の設定方法	7
3	地区別計画策定後の進め方	9
(1)	特定事業計画書の作成	9
(2)	特定事業の進行管理	9
(3)	利用者意見の反映	9

第2章 総合スポーツセンター周辺地区におけるバリアフリー地区別計画の策定

1	地区別計画（総合スポーツセンター周辺地区）の策定にいたる経緯	12
---	--------------------------------	----

第3章 総合スポーツセンター周辺地区におけるバリアフリーの取り組み

1	総合スポーツセンター周辺地区のバリアフリーの現状と課題	14
2	総合スポーツセンター周辺地区のバリアフリー化の基本的な方針	16
3	生活関連施設・生活関連経路・区域の設定	17
(1)	生活関連施設の設定	17
(2)	生活関連経路の設定	18
(3)	重点整備地区の範囲の設定	19
(4)	生活関連施設・経路等における特定事業の方向性及び目標時期の設定	21
(5)	ハード面のバリアフリー化に向けた特定事業の設定	22
(6)	ソフト面での特定事業の設定	32

資料編

資料1	地区の概況	36
資料2	検討の経緯	38
資料3	足立区バリアフリー協議会・各部会の検討概要	39
資料4	まち歩き点検における区民意見	43
資料5	足立区バリアフリー協議会設置要綱・委員一覧	82

主な用語の説明

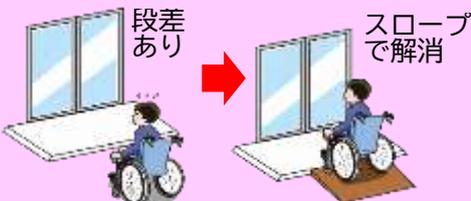
【ユニバーサルデザイン (Universal Design)】

障がいの有無、年齢、性別、出身の国や地域等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境を、あらかじめ計画する考え方。

1980年代にアメリカのロナルド・メイス氏らによって提唱され、「ユニバーサル（すべての、普遍的な）」と、「デザイン（計画、設計、構想）」という二つの英単語を合わせたもので、その頭文字を取って、UD（ユーディ）とも呼ばれる。

【バリアフリー (Barrier Free)】

高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等が社会生活をしていく上で「障がい（バリア）」となるものを「除去（フリー）」すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障がい、情報面での障がいなどすべての障がいを除去するという考え方。

区分	ユニバーサルデザイン	バリアフリー
基本的な考え方	はじめから障壁（バリア）を作らない	後から障壁（バリア）を取り除く（フリー）
求められること	より良い方法がないか考える姿勢が求められる	一定の基準を満たす整備が求められる
事例		

（出典：「知ってほしい！！あだちのユニバーサルデザイン」より抜粋）

【高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等】

高齢者、障がい児・者（身体障がい・知的障がい・精神障がい・発達障がい者を含むすべての障がい児・障がい者）をはじめ、妊娠中・乳幼児連れの方、児童、外国出身の方、怪我をしている方などの移動制約者を含む。

「障害（がい）」の表記について

足立区バリアフリー地区別計画では、人や人の状態を表す場合には「障がい」とひらがなで表記します。また、法令で定められた名称、施設名・団体名などの固有名詞については、その表記に合わせて記載します。

第1章 地区別計画の概要

1 バリアフリー地区別計画の位置づけ

(1) バリアフリー基本構想とは

急速な高齢化と少子化が同時進行し、人口減少社会を迎えた我が国では、高齢者や障がい者なども含めた、あらゆる人たちが社会活動に参加し、自己実現するための施策が求められています。

そこで、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を推進し、高齢者、障がい者等の移動や施設利用の利便性や安全性向上を図るため、平成18年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー法」という。）が施行されました。

バリアフリー法では、「駅周辺など高齢者、障がい者等が利用する施設が集まる地区において、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、区市町村がバリアフリー基本構想を作成するよう努めるものとする」としています。

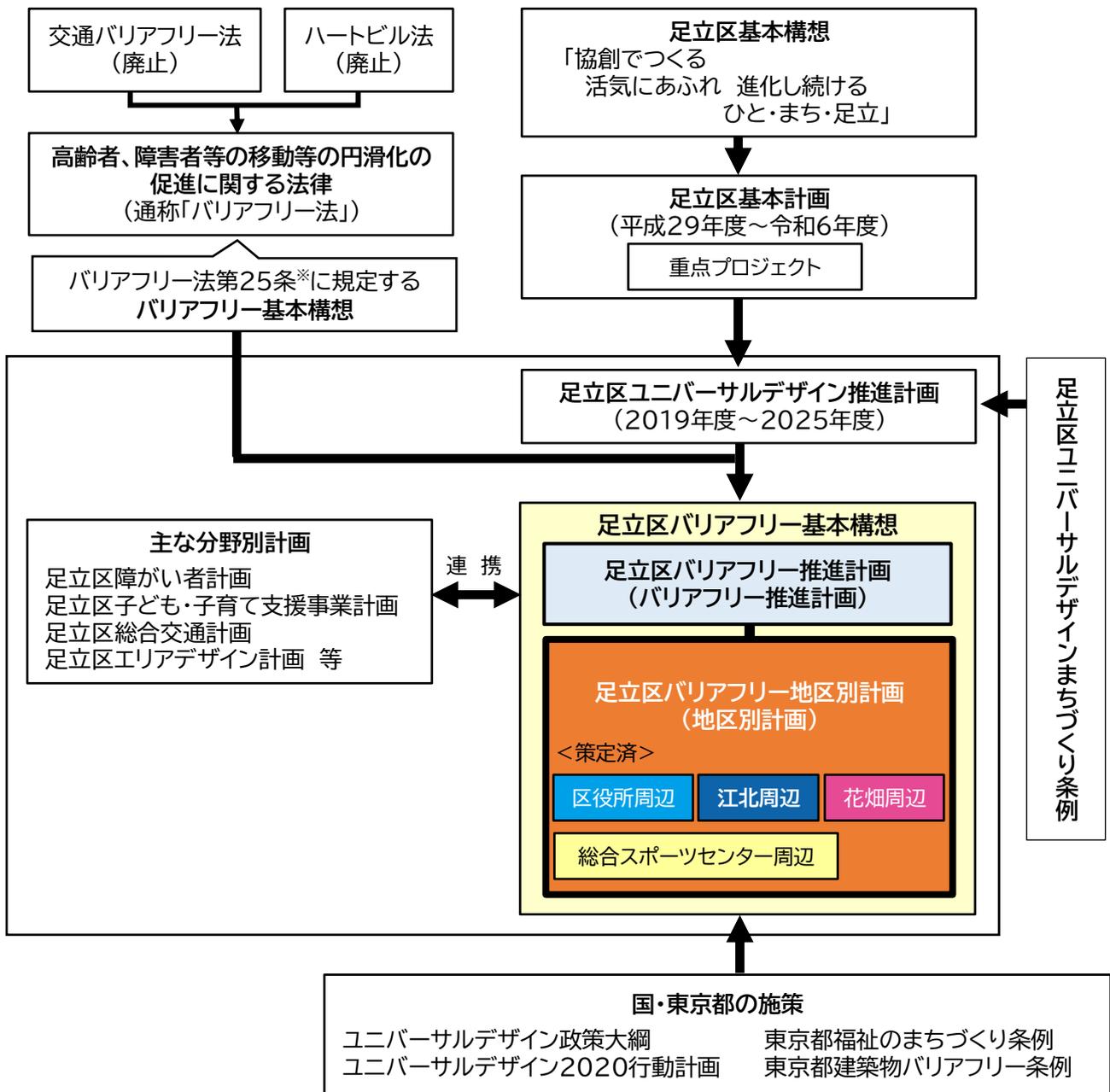
(2) 足立区におけるバリアフリー基本構想

足立区では平成24年12月に、「足立区まちづくり推進条例」の理念を継承発展させた「足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例（以下、「まちづくり条例」という）」を制定しました。まちづくり条例は、ユニバーサルデザインに基づく取り組みを推進することにより、障がいのある人もない人も、子どもや高齢者も、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人がいきいきと安心して暮らせる足立区の実現を目的としています。

さらに平成26年8月には、まちづくり条例に基づき「足立区ユニバーサルデザイン推進計画」を策定し、計画の中に「バリアフリー基本構想を策定する」ことを掲げました。

これを踏まえ、足立区では平成28年7月に、区全体のバリアフリーに対する一定の考え方を示す「足立区バリアフリー推進計画」（以下、「バリアフリー推進計画」という。）をまとめました。さらに、地区別の具体的な整備計画である「足立区バリアフリー地区別計画」（以下、「地区別計画」という。）を順次策定することとし、このバリアフリー推進計画と地区別計画を合わせて、バリアフリー法第25条※に規定するバリアフリー基本構想と呼びます。

バリアフリー地区別計画の位置づけ・体系



※バリアフリー法第25条

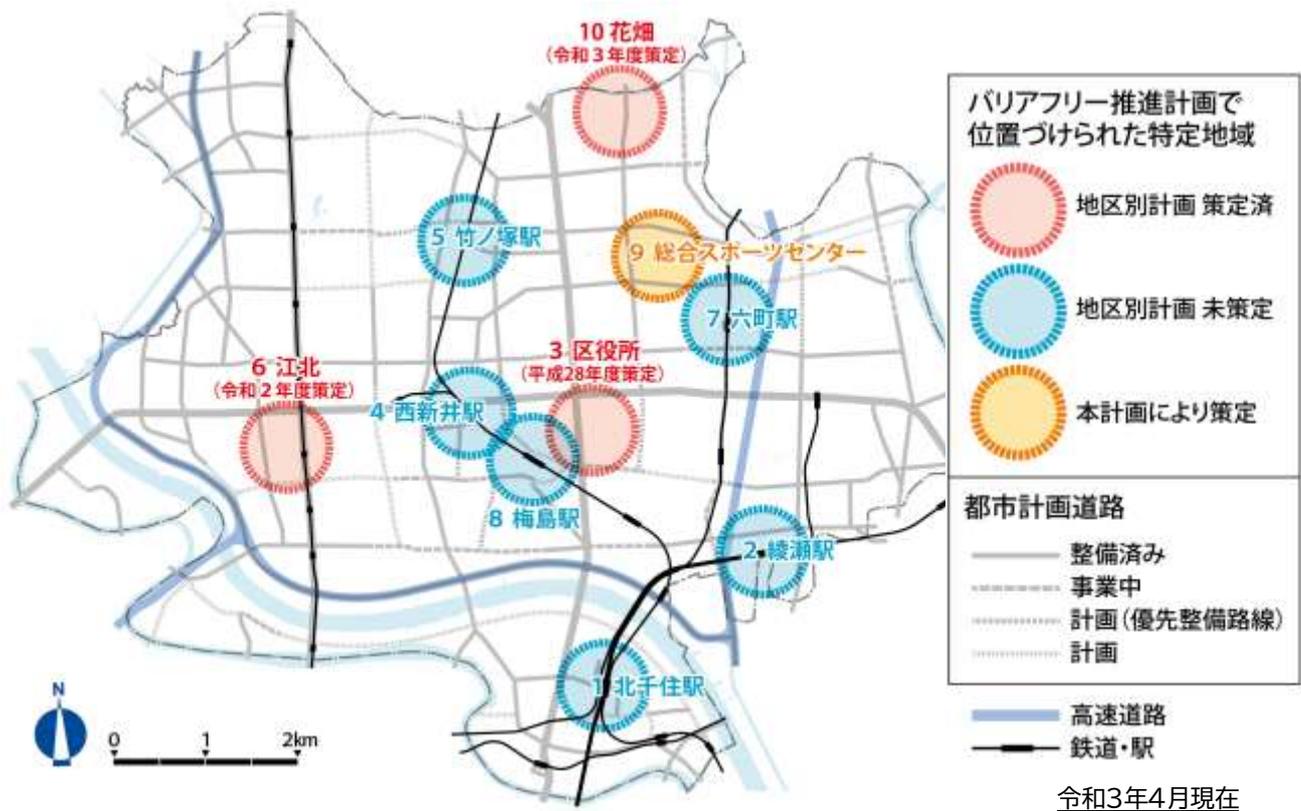
区市町村は、移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該区市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（基本構想）を作成することができる。

(3) 10か所にバリアフリー地区別計画を策定

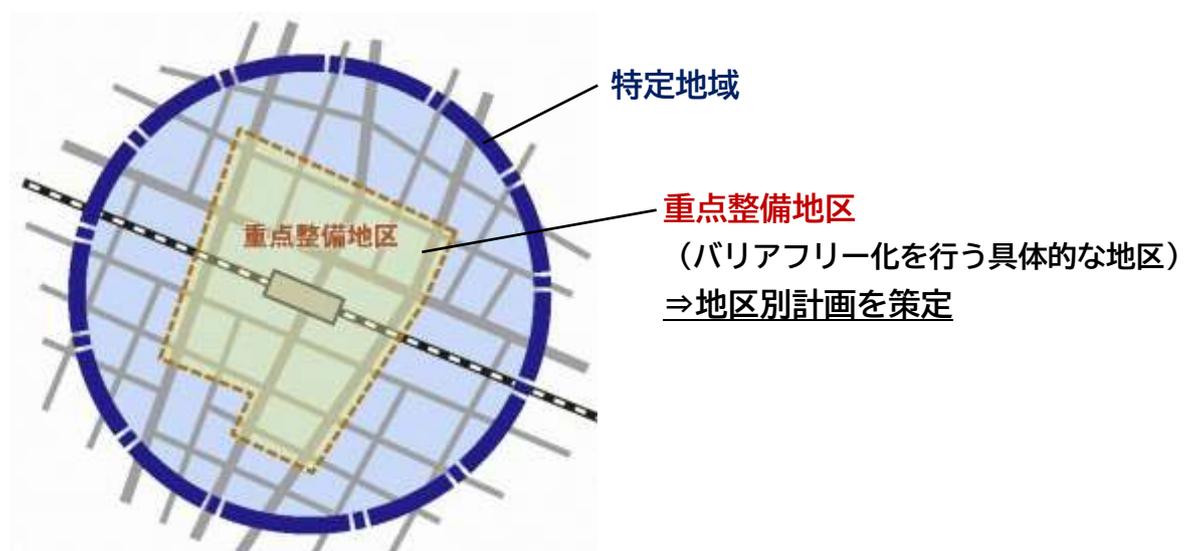
バリアフリー推進計画では、地区内の施設とそれを結ぶ道路の面的なバリアフリー化の必要性や効果が高い10地域を「特定地域」（北千住駅周辺・綾瀬駅周辺・六町駅周辺・梅島駅周辺・西新井駅周辺・竹ノ塚駅周辺・江北周辺・区役所周辺・花畑周辺・総合スポーツセンター周辺）として選定しました。

これら10か所の特定地域を対象に、今後の開発の動向を踏まえつつバリアフリー化に向けた地区別計画を策定します。

バリアフリー推進計画で位置づけられた10か所の特定地域



地区別計画の策定イメージ



2 地区別計画の内容

(1) 地区別計画におけるバリアフリー化の進め方

地区別計画では、バリアフリー法に定義された内容に基づき、以下の流れで重点的かつ面的にバリアフリー化を進めるよう定めます。

ア 地区内のバリアフリー化の現状と課題の整理

足立区バリアフリー協議会区民部会及び事業者部会で地区内のバリアフリー化の現状及び課題を確認し、改善すべき課題を整理します。

イ 地区全体の基本的なバリアフリー方針の策定

区の上位計画や関連計画で位置づけられた一般的なバリアフリーのまちづくりの方向性や、バリアフリー化に向けた改善点を勘案し、地区全体の基本的なバリアフリー化に向けた方針を設定します。

ウ 生活関連施設・経路・重点整備地区の設定

バリアフリー法に基づき、バリアフリー化すべき施設、経路とその範囲を以下の通り設定します。

(ア) 「生活関連施設」(「バリアフリー法第2条第23号イ」)

バリアフリー化の対象で区民等が社会生活や日常生活で利用する施設です。

(イ) 「生活関連経路」(「バリアフリー法第2条第23号ロ」)

生活関連施設間を結ぶ経路であり、バリアフリー化の対象となります。

(ウ) 「重点整備地区」(「バリアフリー法第2条第24号」)

生活関連施設と生活関連経路で構成される、バリアフリー化を重点的に進める地区別計画の策定範囲です。

生活関連施設・経路・重点整備地区の設定方法は6ページに示します。

エ 生活関連施設・経路のバリアフリー化に向けた特定事業の設定

重点整備地区内のバリアフリー化が面的に実施されるよう、生活関連施設や経路の特定事業[※]につき、以下の2つの項目を定めます。

なお、特定事業の設定方法は7ページに示します。

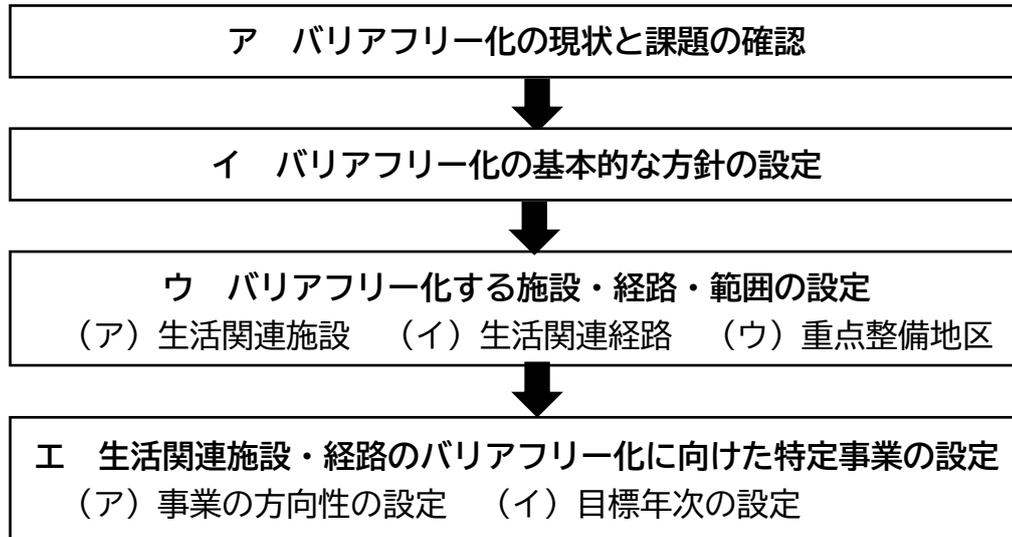
(ア) 特定事業の方向性の設定

(イ) 目標時期の設定

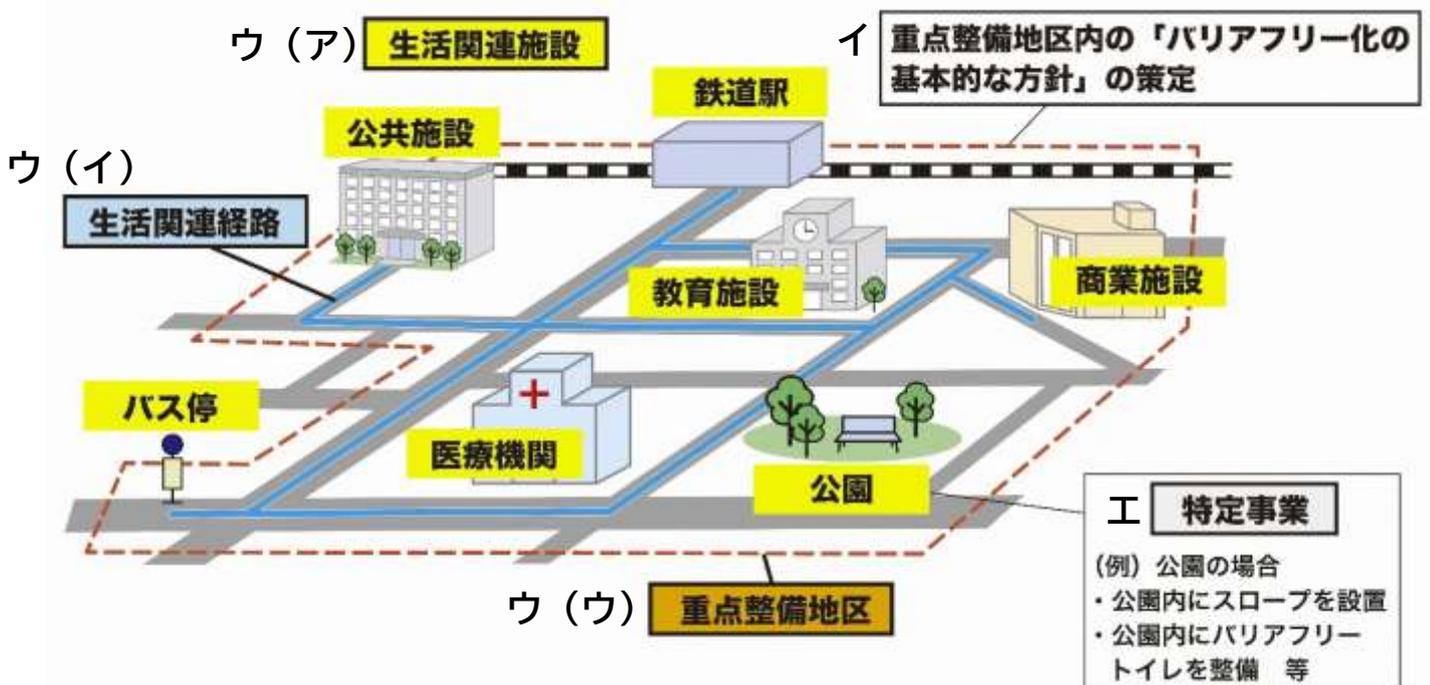
※特定事業(バリアフリー法第2条第25号)

バリアフリー法に基づき、生活関連施設や生活関連経路等を対象に、各施設管理者がバリアフリー化に取り組む具体的事業を言います。

地区別計画における重点的かつ面的なバリアフリー化の進め方（フロー）



地区別計画で定める内容のイメージ



(2) 生活関連施設・生活関連経路・重点整備地区の設定方法

バリアフリー法に基づき、地区別計画における生活関連施設・生活関連経路・重点整備地区を以下のように設定します。

ア 生活関連施設（「バリアフリー法第2条第23号イ」）

バリアフリー法では「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」と定義されています。

地区別計画では、バリアフリー法の趣旨、まち歩き点検等による区民等の意見や地区の状況を踏まえ、以下の表の基準により、バリアフリー化が必要である生活に欠かせない施設を「生活関連施設」の候補として抽出し、バリアフリー協議会等での確認を経て、生活関連施設と定めます。

法令に定められた生活関連施設となりうる対象と基準

種類		対象施設とその基準
公共交通	特定旅客施設	一日平均3,000人以上の乗降がある鉄道駅 ^{※1}
公園	公園	近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、約1ha ^{※2} 以上の街区公園
建築物	公共施設	区役所、区民事務所、区内官公署等
	教育施設	区立小学校、区立中学校、都立高校、特別支援学校
	文化・スポーツ施設	生涯学習センター、地域学習センター、住区センター、図書館、ホール、体育館・プール等
	保健・福祉施設	保健所、福祉事務所、子育てサロン、地域包括支援センター、障がい福祉施設等
	医療機関	病院、休日応急診療所
	商業施設	店舗面積500m ² 以上の小売店 ^{※3}
	金融機関・郵便局	銀行、信用金庫、郵便局等

※1 バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の整備目標に定められている対象施設

※2 地震防災対策特別措置法に基づく避難地等に係る基準において定められている地震災害時に主として近隣の住民が避難する公共空地の面積

※3 足立区環境整備基準に基づく事前協議が必要な小売店舗

イ 生活関連経路（「バリアフリー法第2条第23号ロ」にて定義）

バリアフリー法では、「生活関連施設相互間の経路となる道路、駅前広場、通路等」と定義されています。

地区別計画では、地区の状況を踏まえ、生活関連施設間を結ぶ経路を生活関連経路と定めます。

ウ 重点整備地区の区域（「バリアフリー法第2条第24号」にて定義）

バリアフリー法では、「生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること、生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること、当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること」と定義されています。

地区別計画では、地区の状況を踏まえ、生活関連施設と生活関連経路で構成されるバリアフリー化を優先的に進める区域を重点整備地区と定めます。

（3）生活関連施設・経路のバリアフリー化に向けた特定事業の設定方法

バリアフリー法では、重点整備地区における生活関連施設や生活関連経路等を対象に、各施設管理者がバリアフリー化に取り組む事業を特定事業（バリアフリー法第2条第25号）とといいます。特定事業は、次ページの表に示すとおり、施設に関するハード系、心のバリアフリーやユニバーサルデザインに関するソフト系の種別ごとに定義されています。

地区別計画では、それぞれの種別ごとに事業の方向性を設定するとともに、特定事業の完了に向けた目標時期を設定します。

ア 特定事業の方向性の設定

特定事業の種別ごとに、事業の方向性や内容を設定します。なお、建築物特定事業については生活関連施設のうち、区の施設及び地区内のバリアフリー化へ協力いただける民間建築物を対象とします。

イ 特定事業の完了に向けた目標時期の設定

地区別計画における特定事業の完了の目標時期は、完了予定に合わせて「短期」及び「長期」を基本とします。

それ以外にも、実施時期が未確定な特定事業や調査や検討が必要な特定事業は、別途、目標時期を設定し、生活関連施設及び経路のバリアフリー化が円滑に実施されるよう努めます。

<p>短期：短期（おおむね5年以内）での事業完了を目標に実施する事業</p> <p>長期：短期には位置づけられないが長期的な取組みによって、事業完了を目指す事業</p>
--

特定事業の種別及び具体例

名称	対象施設	特定事業の一般的な具体例
【ハード系の特定事業】		
公共交通特定事業 (バリアフリー法 第28条)	旅客施設	<ul style="list-style-type: none"> エレベーターの設置 視覚障がい者誘導用シートやブロックの設置 誰もが利用できるトイレの設置 ホームドアまたは内方線付き点状ブロックの設置等の転落防止対策 バス停に上屋やベンチの設置 バス・鉄道車両のバリアフリー化 等
道路特定事業 (バリアフリー法 第31条)	道路	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の段差・勾配の改善 歩道の平坦性の確保 視覚障がい者誘導用シートやブロックの設置 等
都市公園特定事業 (バリアフリー法 第34条)	都市公園	<ul style="list-style-type: none"> 園路の幅員の確保、傾斜路の設置 誰もが利用できるトイレの設置 障がい者用の駐車スペースの整備 等
建築物特定事業 (バリアフリー法 第35条)	建築物	<ul style="list-style-type: none"> 出入口・廊下等の幅員の確保 階段の手すりの設置 誰もが利用できるトイレの設置 障がい者用の駐車スペースの整備 等
交通安全特定事業 (バリアフリー法 第36条)	信号機等	<ul style="list-style-type: none"> 音響機能の付加、歩行者用青時間の確保、経過時間表示付き歩行者用信号機の整備 道路標示の適切な補修、エスコートゾーンの整備 違法駐車行為の防止のため指導取締り、広報活動及び啓発活動の実施 等
その他の事業 (上記に該当しない事業)		<ul style="list-style-type: none"> 歩行者案内サインの設置 等
【ソフト系の特定事業】		
教育啓発特定事業 (バリアフリー法 第36条の2)	—	<ul style="list-style-type: none"> 学校におけるバリアフリー教室の開催 障がい当事者を講師とした区民の理解を深めるためのバリアフリー講演会やセミナー等の啓発活動開催 交通事業者等の従業員を対象とした接遇研修の実施 等

3 地区別計画策定後の進め方

(1) 特定事業計画書の作成

地区別計画において、「特定事業」を設定した都・区等の施設管理者及び関係事業者は、各施設のバリアフリー化の実現に向けて、バリアフリー法に定義されたそれぞれの施設における「特定事業計画」を策定し、具体的な完了予定年次を定め、バリアフリー化の事業を実施します。

その際、足立区は、利用者が安全かつ円滑に移動や利用できる施設の整備を実現するため、事業者が実施する特定事業計画の作成や、事業着手の際に配慮すべき具体的事項等について、足立区バリアフリー協議会等に意見を伺う機会を設け、それらの実現に向けた調整を行っていきます。

また、「特定事業」の設定に至らなかった生活関連施設については、足立区が各施設管理者に対し、地区全体の面的なバリアフリー化の実現に向け、協力を呼びかけていきます。

(2) 特定事業の進行管理

特定事業計画を策定した各施設管理者は、区との間でバリアフリー化の事業内容や事業実施スケジュール等の連絡・調整を図りながら事業を進めていきます。

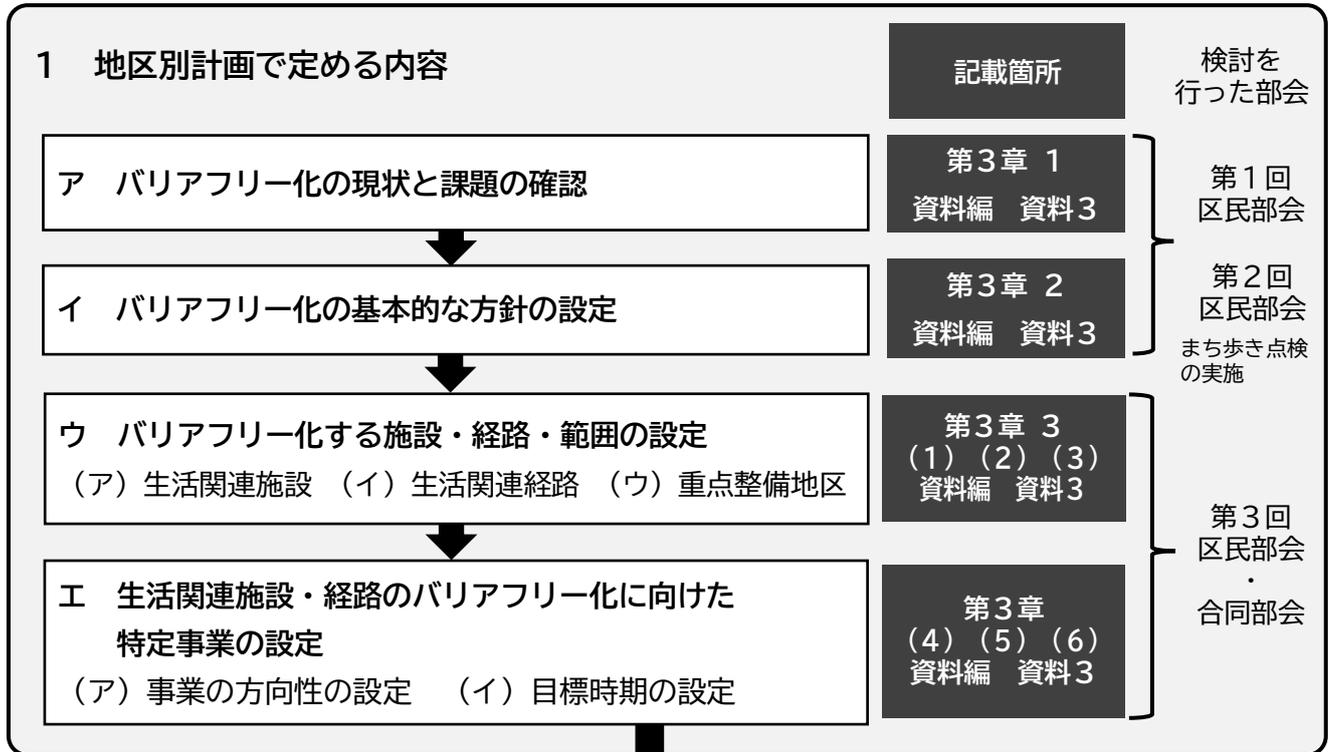
一方、区は、高齢者や障がい児・者、子育て中の方等を含む区民、関係事業者、学識経験者及び区の職員等からなる「足立区バリアフリー協議会」（資料5参照）において、PDCAサイクルを用いて事業の進行管理を行い、地区内のバリアフリー化の促進に努めます。

(3) 利用者意見の反映

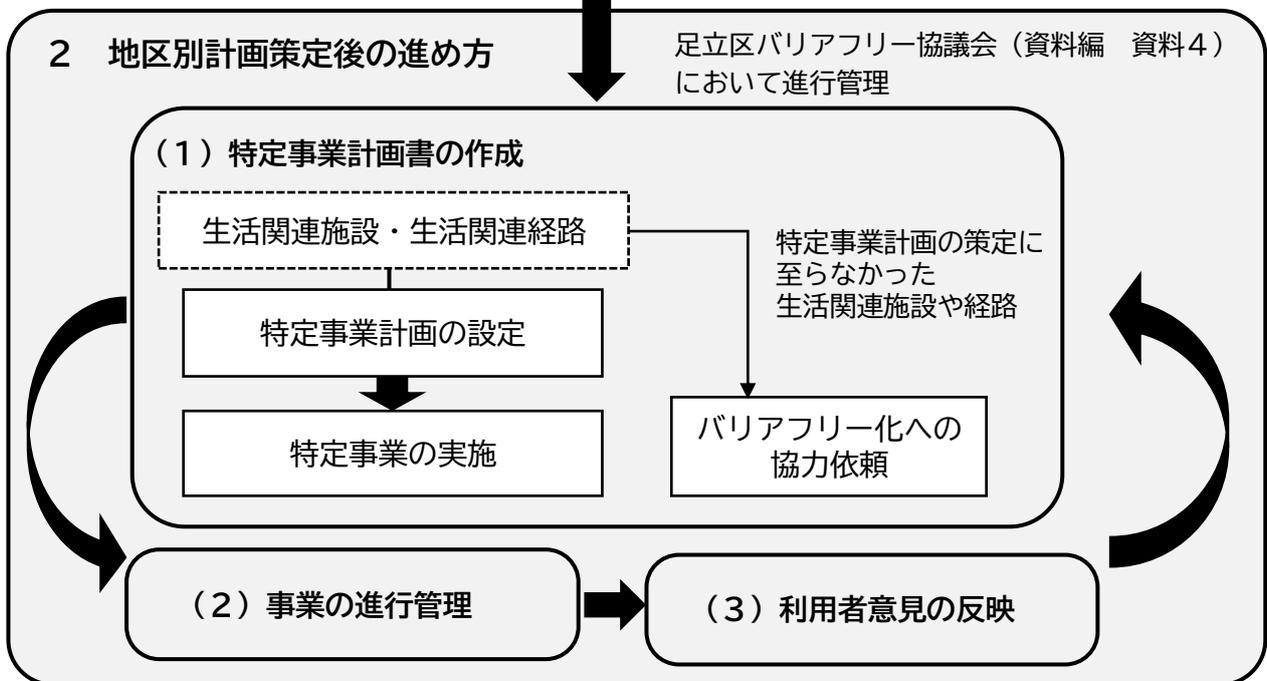
施設の完成後においても、区は各事業者と連携し、高齢者、障がい児・者、子育て中の方等の利用者と共に、施設の利便性等のチェックを行い、より使いやすい施設となるよう改善に取り組みます。

さらに今後、バリアフリー法第25条の2を踏まえ、まちの状況に大きな変化が生じた場合やバリアフリーに関する法令改正や技術開発が進められた場合など、必要に応じて地区内の各施設管理者に対して、一層のバリアフリー化への協力を求めるとともに、地区別計画や特定事業計画の見直しについても協議や調整を図っていきます。

地区別計画で定める内容及び地区別計画策定後の進め方



地区別計画策定後



総合スポーツセンター周辺地区の重点的かつ面的なバリアフリー化の実現

(参考) 重点整備地区内の重点的かつ面的なバリアフリー化のイメージ

イ バリアフリー化の基本的な方針

エ 特定事業の具体例



エ 特定事業の具体例



※バリアフリー新法
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

エ 特定事業の具体例



エ 特定事業の具体例



エ 特定事業の具体例



宿泊施設

旅客施設

商業施設

駐車場

官公庁等

生活関連経路

教育・文化施設等

保健・医療・福祉施設

信号機

保健・医療・福祉施設

重点整備地区

エ 特定事業の具体例



歩道



エ 特定事業の具体例

【地区別計画の内容】

ア バリアフリー化の現状と課題の確認

ウ バリアフリー化する施設・経路・区域の設定

エ 生活関連施設・経路のバリアフリー化に向けた特定事業の設定

イ バリアフリー化の基本的な方針の設定

(ア) 生活関連施設

(イ) 生活関連経路

(ウ) 重点整備地区の区域

施設名



(ア) 特定事業の方向性の設定

(イ) 目標時期の設定

※バリアフリー新法第25条

市区町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市区町村の重点整備地区について、移動等円滑化にかかる事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（ここでは、計画）を作成することができる。

(出典：「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」より一部説明を加筆)

第2章 総合スポーツセンター周辺地区におけるバリアフリー地区別計画の策定

1 地区別計画（総合スポーツセンター周辺地区）の策定にいたる経緯

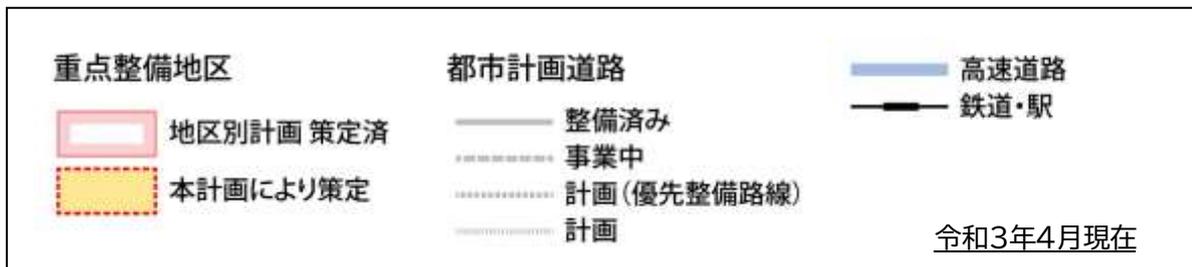
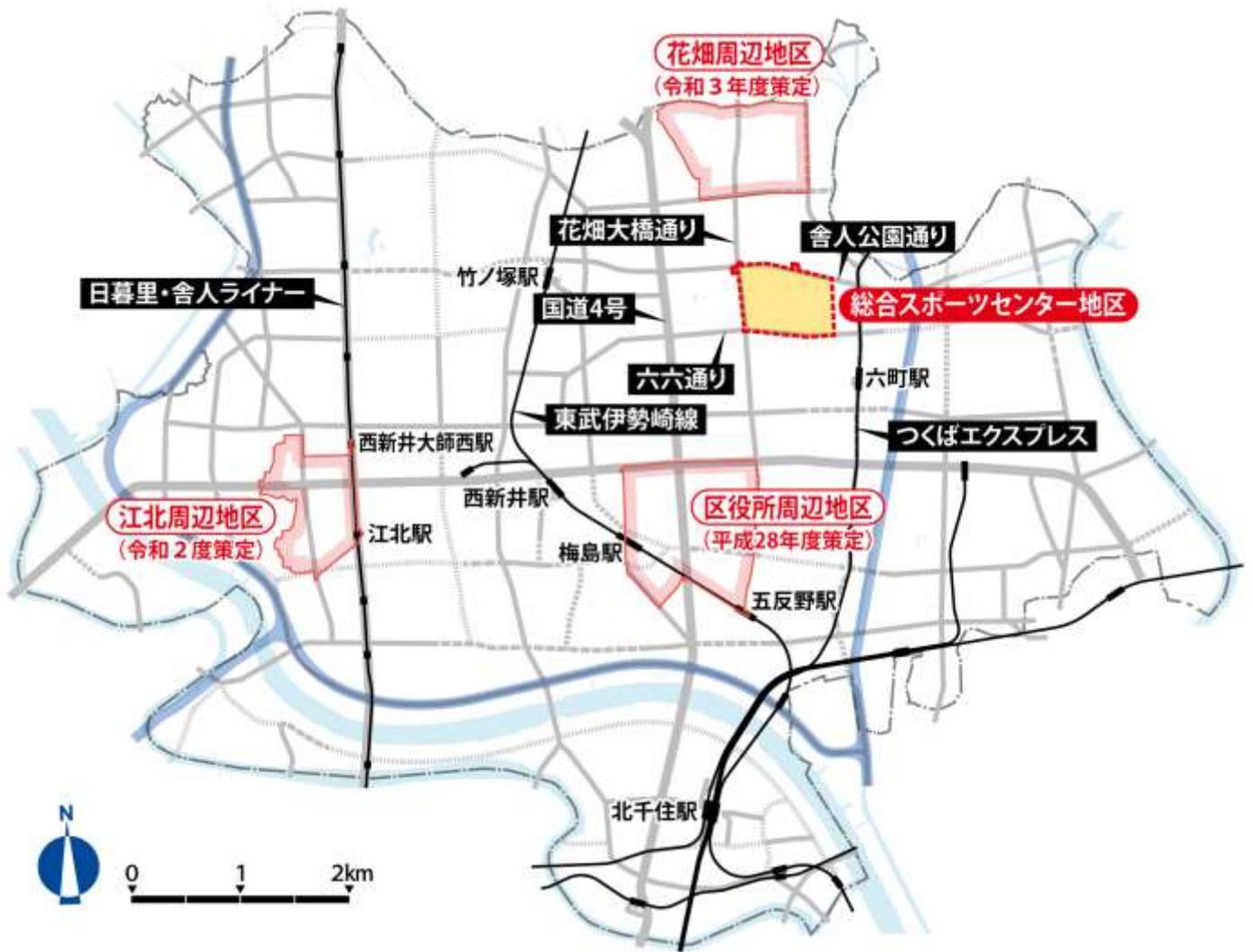
令和2年11月に、総合スポーツセンターでは、障がいのある方や子どもたちを中心に、誰もが気軽に運動・スポーツやレクリエーションを楽しめるバリアフリー対応の多目的スポーツ施設として、アジア圏初となった「スペシャルライフコート」が設置されました。その設置に伴い、総合スポーツセンターをスポーツ・レクリエーション拠点としてだけでなく、高齢者から子育て中の方々、また障がい児・者の方々に利用される施設を目指し、その周辺においても一体的なバリアフリー化を図るため、総合スポーツセンター周辺地区を対象に、「足立区バリアフリー地区別計画（総合スポーツセンター周辺地区編）」を策定することとしました。

区内の主要な鉄道駅周辺と総合スポーツセンター周辺地区における地区別計画を検討する時期

地区名	検討を開始すべき主要要素	検討を開始する時期
北千住駅 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> 駅構内及び駅周辺の経路・動線についての課題解決の方向性の確定 東口に接する商店街通りの拡幅整備の目途 北千住エリアデザイン計画の策定 	関係者と協議や調整を行い、バリアフリー事業について一定の見通しが明らかになった段階
綾瀬駅 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> 駅東口の大型駅前ビル等の土地利用について検討が本格化 駅から主要な公共施設への円滑な歩行空間の形成の方向性の目途 綾瀬ゾーンエリアデザイン計画の策定 	駅前広場等の駅周辺主要施設の整備計画が明らかになり、法務局城北出張所等の区外公共施設等までの歩行空間のバリアフリー化等について検討や葛飾区との協議が始まった段階
北綾瀬駅 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> 駅北側の交通広場、商業施設等の駅周辺主要施設の検討が本格化 北綾瀬ゾーンエリアデザイン計画の策定 	交通広場、商業施設等の駅周辺主要施設の整備や、駅周辺のまちづくりについて、見通しが明らかになった段階
西新井駅 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> 西口駅前広場の改修の方向性が確定 西新井エリアデザイン計画の策定 	地区計画の策定等の駅周辺のまちづくり計画の策定にあわせて
竹ノ塚駅 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> 連続立体交差事業の完了 竹の塚エリアデザイン計画の策定 	連続立体交差事業の完了後の駅周辺のまちづくり計画策定にあわせて
総合スポーツ センター 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年11月、バリアフリー対応の多目的スポーツ施設である「スペシャルライフコート」が総合スポーツセンターに設置 	スペシャルライフコートの設置にあわせて

※「足立区バリアフリー推進計画」P31の表において時点修正等を行い、作成しました。

地区別計画の策定状況



第3章 総合スポーツセンター周辺地区におけるバリアフリーの取り組み

1 総合スポーツセンター周辺地区のバリアフリーの現状と課題

総合スポーツセンター周辺地区のバリアフリー化の課題を整理するため、地区内の公共交通、道路、公園等を対象に、まちづくり推進委員、障がい者団体、地元住民等で構成された区民部会において、まち歩き点検（詳細は資料4を参照）を行いました。

まち歩き点検での指摘や要望等を踏まえ、各施設のバリアフリーの現状や課題を整理した結果を以下に示します。

総合スポーツセンター周辺地区のバリアフリー化の現状と課題

対象施設		バリアフリー化の現状と課題
種別	内容	
公共交通	バス停	法令等により設置不可能な場所を含め、多くのバス停で上屋やベンチが設置されていない箇所がある。
		主要な道路や施設からバス停までの視覚障がい者誘導用シートやブロックがあるとよい。
道路等	歩道の幅員等	歩道が狭い箇所や、歩道が連続していない箇所がある。
	歩道の平坦性	歩道が車道に向かって傾斜しており、ベビーカーや車椅子等が通行しにくい箇所がある。
		歩道と車道の境目に段差がある箇所がある。
		建物や駐車場等の出入口の切り下げ舗装により、歩道が波打っている箇所がある。
		歩道に凹凸がある箇所がある。
	誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。
	電柱	歩道上や路側帯の白線の内側に電柱があり、歩行者等が通行する部分が狭くなっている箇所がある。
	横断歩道	学校に近い箇所など、歩行者の利用が多い交差点には横断歩道が設置されていない箇所がある。
信号機	交差点で、信号や視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	

対象施設		バリアフリー化の課題
種別	内容	
公園	出入口や園路	出入口に段差や勾配、車止め等により簡単に入れない箇所がある。 園路などに段差や凹凸、急勾配な部分があり、ベビーカーや車椅子等で移動しづらい箇所がある。
	トイレ	バリアフリートイレがない公園がある。
		トイレの出入口に段差がある公園がある。
		バリアフリートイレがある場合は、ベビーベッドだけでなく大人用の大型ベッドもあるとよい。
	誘導用ブロック	公園の出入口や出入口からトイレまでに視覚障がい者誘導用シートやブロックが敷設されていない公園がある。
公園内案内板(案内サイン)	案内板が古くなっている公園がある。	
	案内板は一目でわかるように図や記号等の表記もあるとよい。	
	公園全体の案内板には視覚障がい者のために点字や触知図がつけてあるとよい。	
その他	歩道	歩道上に雑草や植木、ゴミの収集場所がはみ出し、通行しにくい箇所がある。
	自転車	歩道にはみ出して置かれた自転車や、歩道上を走る自転車により、歩行者が危険な場合がある。
	案内サイン	主要な施設にアクセスしやすいよう、案内サインが配置されているとよい。

2 総合スポーツセンター周辺地区のバリアフリー化の基本的な方針

総合スポーツセンター周辺地区の面的なバリアフリー化に向け、第3章の1で整理したバリアフリーの現状と課題に基づき、バリアフリー法等の法令・基準を踏まえて、以下の3点をバリアフリー化の基本的な方針として設定し、計画を策定していきます。

なお、このバリアフリー化の基本的な方針は、総合スポーツセンター周辺地区における生活関連施設、生活関連経路を管理する事業者を対象としています。

総合スポーツセンター周辺地区のバリアフリー化の基本的な方針

基本方針1

総合スポーツセンターを中心とした徒歩圏において、不特定多数の人が利用する施設とそれらの施設を結ぶ道路を対象とした面的なバリアフリー化を推進する。

基本方針2

高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等が公共交通から総合スポーツセンターおよび周辺施設に円滑に移動できるように、バリアフリー化された歩行空間ネットワークを形成する。

基本方針3

施設のバリアフリー化等のハード面での整備に加え、施設を利用する方々の円滑な移動やコミュニケーションを手助けするための知識や技術を、施設の管理者や職員が身につけるために必要な研修など、施設管理者の接遇や介助水準向上を目指したソフト面の対応策も推進する。

3 生活関連施設・生活関連経路・区域の設定

(1) 生活関連施設の設定

第1章2(2)アの通り、総合スポーツセンター周辺地区におけるバリアフリー化する対象の施設である生活関連施設を下表のとおり設定します。

総合スポーツセンター周辺地区の生活関連施設の一覧

○：区の施設

※印は、すでに施設内・外において一部又は全部でバリアフリー化されている施設

生活関連施設		総合スポーツセンター周辺地区内の 対象となる施設
種別	種類	
公園	都市公園	○ 総合スポーツセンター公園
		○ 東保木間公園
建築物	教育施設	○ 花保小学校
		○ 花保中学校
		都立淵江高校
	文化・スポーツ施設	○ 総合スポーツセンター
		○ 花保住区センター
	商業施設	マックスバリュエクスプレス保木間店※
		サンキ保木間店
		ウエルシア足立南花畑店
		コモディイイダ竹の塚東店
		天狗花畑店
		とんでん花畑店
		イエローハット足立保木間店
		オリンピック保木間店
		カーテン・じゅうたん王国保木間店
	ベルクス足立南花畑店	
金融機関・郵便局	足立成和信用金庫花畑支店	

備考：施設については北側(同一の場合は西側)から順番に記載

（2）生活関連経路の設定

第1章2（2）イで示した通り、以下のような区道の道路等を総合スポーツセンター周辺地区における生活関連経路に設定します。

- ・ 生活関連施設同士を結ぶ経路
- ・ 生活関連施設と最寄りのバス停とを結ぶ経路
- ・ できる限り歩道のある経路

なお生活関連経路のうち、バリアフリー化の優先度が高い経路を「主要経路」、バリアフリー化の優先度としては低いですが、経路のネットワーク性を高めるために必要な経路を「ネットワーク経路」として定めます。経路のネットワーク性を高めることにより、目的地までより近い経路を選択して移動することができたり、災害等で通行できなくなった場合に、別の経路を選択して移動したりすることができます。

総合スポーツセンター周辺地区の生活関連経路は、下記の通りです。

総合スポーツセンター周辺地区の生活関連経路の一覧

（ ）道路愛称名 ○：ネットワーク経路が含まれる路線

生活関連施設		生活関連経路となる道路	
種別	管理区分		
道路	足立区	足立13号（花畑大橋通り）	
		足立16号（舎人公園通り）	
		足立19号	○
		足立20号（六六通り）	
		足立21号	
		湊江268号	
		湊江274号	
		湊江280号	
		湊江285号	
		湊江301号	○
		湊江308号	○
		湊江309号	○
		湊江313号	
		花畑316号	○
		湊江321号	○
		湊江322号・湊江323号・湊江324号	
		花畑330号	

生活関連経路の総延長：約7,100m

（うち主要経路：約6,000m、ネットワーク経路：約1,100m）

※ 都道、区道及び道路番号の順で記載

（3）重点整備地区の範囲の設定

第1章2（2）ウに示した内容に従って、以下の条件をもとに、総合スポーツセンター周辺地区における重点整備地区（地区別計画策定）の範囲として定めます。

総合スポーツセンター周辺地区における重点整備地区の範囲の条件

- ・ 総合スポーツセンターの中央部を中心に半径500～1,000mの徒歩圏内とする
- ・ 河川や幹線道路、町（丁）の境界等の区画を考慮する
- ・ 町（丁）の境界に関係なく、地区内の生活に関連した生活関連施設及び生活関連経路を含めた範囲とする

本計画の重点整備地区（面積：約52ha）は、20ページ（ 線部）の範囲とします。

重点整備地区の区域と生活関連施設・経路



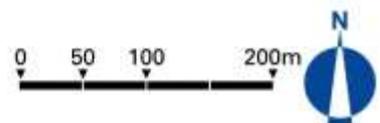
重点整備地区

生活関連施設

- 公共施設
- 教育施設
- 文化・スポーツ施設
- 保健・福祉施設
- 医療機関
- 商業施設
- 金融機関・郵便局
- 公園

生活関連経路

- 生活関連経路(主要経路)
- 生活関連経路(ネットワーク経路)



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)3都市基交著第57号

（4）生活関連施設・経路等における特定事業の方向性及び目標時期の設定

第1章2（3）に沿って、第3章1で整理した地区内のバリアフリー化の現状と課題を前提に、生活関連施設・経路等のバリアフリー化を実施する特定事業等の各事業主体に対し、それぞれ目標時期を、以下の通り示します。

ア 生活関連施設・経路のバリアフリー化に向けた方向性の提示

バリアフリー化に向けて、周辺環境の状況や物理的及び予算等による制約等に鑑み、実施することが可能な範囲や方向性を各施設ごとに定めます。

イ 生活関連施設・経路のバリアフリー化に向けた特定事業の目標時期の設定

本計画における事業完了の目標時期は、本計画で定義している「短期」「長期」を基本とします。

その一方で、現時点では、バリアフリー化を実施するために必要な用地などがない等の理由によりバリアフリー化が困難な施設や、バリアフリー化の実施時期が未確定な施設、また本計画策定前に、既にバリアフリー化されている施設などもあります。

これらの状況を踏まえ、本計画の目標時期について以下のように定めます。

短期	短期（おおむね5年以内）での事業完了を目標に実施する事業
長期	短期では事業完了できないが、長期的な取り組みにより、事業完了を目指す事業
順次	バリアフリー化の計画が具体的にあり、各施設の状況や、地区内での他の施設のバリアフリー化の進捗に合わせ、施設改修や改築を通じてバリアフリー化する施設の事業
優先度を考慮して順次	
下記の状況にある施設のバリアフリー化事業	
（1）バリアフリー化に向けて具体的な計画を策定していない施設	
（2）バリアフリー化が施設の一部にとどまっている施設	
（3）現行法令でのバリアフリー化は完了しているが、法令改正により更なるバリアフリー化を実施する必要がある施設	

（5）ハード面※のバリアフリー化に向けた特定事業の設定

高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等、誰もが安全かつ円滑に利用できる生活関連施設及び経路とするため、各施設の現状や課題を確認し、バリアフリー化を実施する特定事業の設定を行います。

※ハード面：施設や設備、道路といった形ある要素を指す。

ア 公共交通特定事業（バス）

足立区総合交通計画において、バス停やバスの車両に関する利用環境の向上について計画が示されている点を考慮した上で、今後、事業主体とともに特定事業計画を策定し、事業を実施します。

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題	バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
				短期	長期
バス停	バス事業者	多くのバス停で上屋やベンチ、視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていない。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に乗降できるバス停を整備します。	優先度を考慮して 順次 <input type="radio"/>	<input type="radio"/>
			空間が確保できるバス停には、利用状況に合わせて上屋やベンチを設置します。	優先度を考慮して 順次 <input type="radio"/>	<input type="radio"/>
バス		足立区総合交通計画において、バス停や車両の利用環境の向上について計画が示されている。	誰もが円滑に乗降できるノンステップバスを順次導入します。	優先度を考慮して 順次 <input type="radio"/>	<input type="radio"/>

イ 道路特定事業（27ページに箇所図）

今後、事業主体とともに特定事業計画を策定し、事業を実施します。

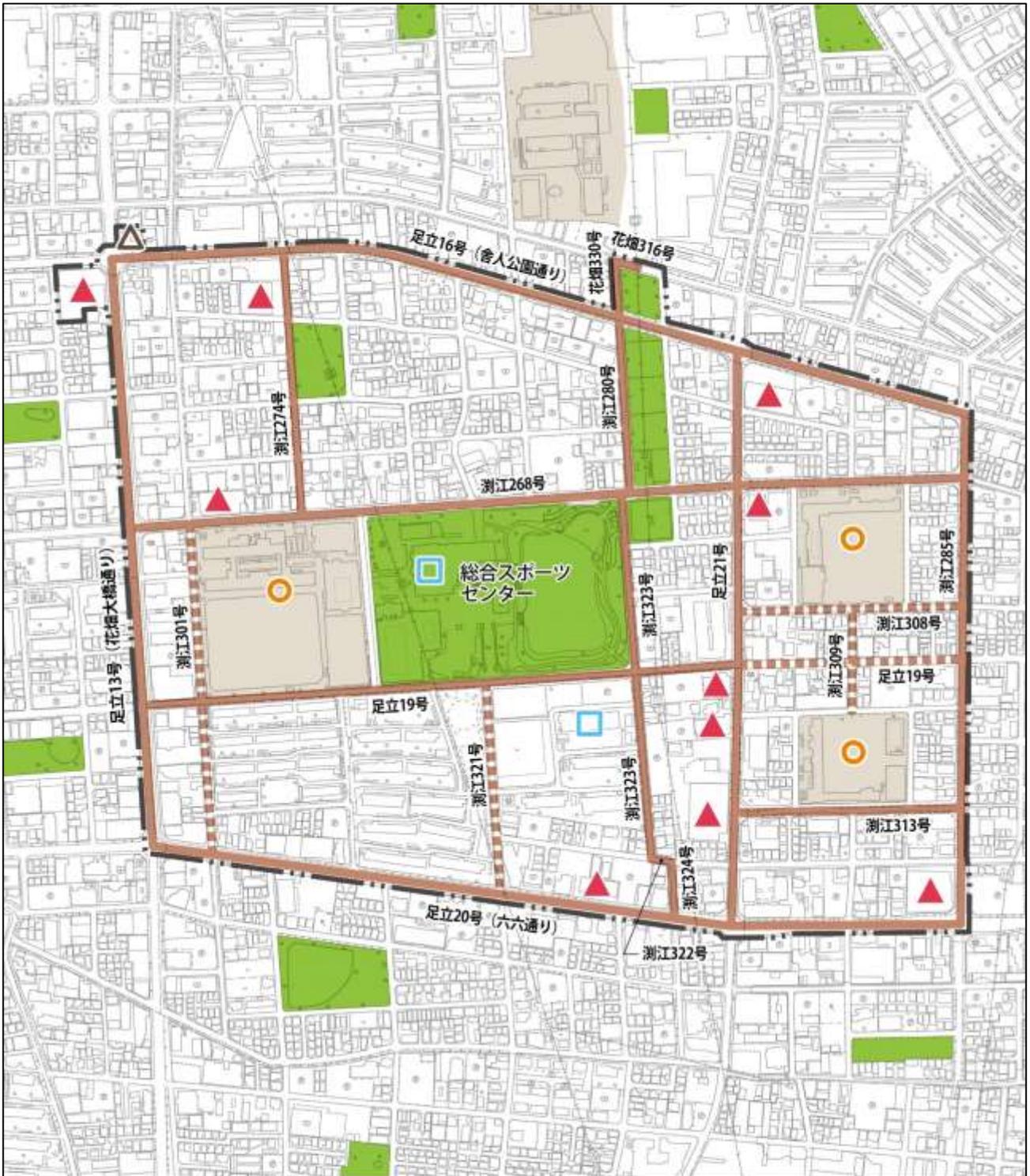
整備対象 経路	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期			
					短期	長期		
足立13号 (花畑大橋 通り)	足立区	歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・ 形状等を考慮して、 円滑に移動できる歩 行空間を整備しま す。	優先度を考慮して 順次			
		歩道の 平坦性	横断歩道に接する歩道と 車道の段差が高く、車椅子 やベビーカー等が通行 しにくい箇所がある。	路面の平坦性、適切 な段差や勾配を確保 します。			○	○
			歩道が平坦ではない箇所 がある。					
誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シート やブロックが設置され ていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用 シートやブロックを 設置します。						
足立16号 (舎人公園 通り)	足立区	歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・ 形状等を考慮して、 円滑に移動できる歩 行空間を整備しま す。	優先度を考慮して 順次			
		歩道の 平坦性	横断歩道に接する歩道と 車道の段差が高く、車椅子 やベビーカー等が通行 しにくい箇所がある。	路面の平坦性、適切 な段差や勾配を確保 します。			○	○
			歩道が平坦ではない箇所 がある。					
誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シート やブロックが設置され ていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用 シートやブロックを 設置します。						

整備対象 経路	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
足立19号	足立区	歩道の幅員等	歩道が狭い箇所や、歩道が連続していない箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行空間を整備します。	優先度を考慮して 順次	
		歩道の平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	○	○
		誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用シートやブロックを設置します。		
足立20号 (六六通り)	足立区	歩道の幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行空間を整備します。	優先度を考慮して 順次	
		歩道の平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	○	○
		誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用シートやブロックを設置します。		
足立21号	足立区	歩道の幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行空間を整備します。	優先度を考慮して 順次	
		歩道の平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	○	○
		誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用シートやブロックを設置します。		

整備対象経路	事業主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
瀏江268号	足立区	歩道の幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行空間を整備します。		
		歩道の平坦性	歩道と車道の段差が高く、車椅子やベビーカー等が通行しにくい箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	優先度を考慮して 順次	
			歩道が平坦ではない箇所がある。		○	○
誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用シートやブロックを設置します。				
瀏江280号	足立区	歩道の幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行空間を整備します。	優先度を考慮して 順次	
		誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用シートやブロックを設置します。	○	○
瀏江285号	足立区	歩道の幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行空間を整備します。	優先度を考慮して 順次	
		歩道の平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	○	○
		誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用シートやブロックを設置します。		

整備対象 経路	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
花畑316号	足立区	歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・ 形状等を考慮して、 円滑に移動できる歩 行空間を整備しま す。	優先度を考慮して 順次	
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シー トやブロックが設置され ていない箇所がある。		○	○
浏江322号 浏江323号 浏江324号	足立区	歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所や、歩道 が連続していない箇所が ある。	現在の歩道の幅員・ 形状等を考慮して、 円滑に移動できる歩 行空間を整備しま す。	優先度を考慮して 順次	
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シー トやブロックが設置され ていない箇所がある。		○	○
花畑330号	足立区	歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・ 形状等を考慮して、 円滑に移動できる歩 行空間を整備しま す。	優先度を考慮して 順次	
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シー トやブロックが設置され ていない箇所がある。		○	○

道路特定事業箇所図



 重点整備地区

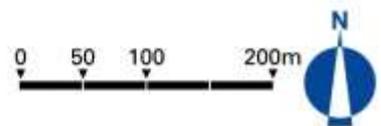
生活関連施設

-  公共施設
-  教育施設
-  文化・スポーツ施設
-  保健・福祉施設
-  医療機関
-  商業施設
-  金融機関・郵便局

 公園

生活関連経路

-  生活関連経路(主要経路)
-  生活関連経路(ネットワーク経路)



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)3都市基交著第57号

ウ 交通安全特定事業

今後、特定事業計画を策定し、事業を実施します。

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
重点整備 地区内	東京都公安委員会	エスコートゾーン 及び 信号機	交差点等で、音響機能付信号やエスコートゾーンなどの設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック等の設置状況や周辺の交通状況等を勘案し、必要に応じて音響機能付信号機の設置やエスコートゾーンの整備をします。	優先度を考慮して 順次	
		交通規制 標識 路面標示	反射材料等を用いた道路標識（交通規制標識）や路面標示を設置し、誰もが安全に通行できる道路とする必要がある。	高輝度な道路標識及び道路標示の設置に関する事業を実施します。	優先度を考慮して 順次	

エ 公園特定事業（都市公園）（31ページに箇所図）

今後、事業主体とともに特定事業計画を策定し、事業を実施します。

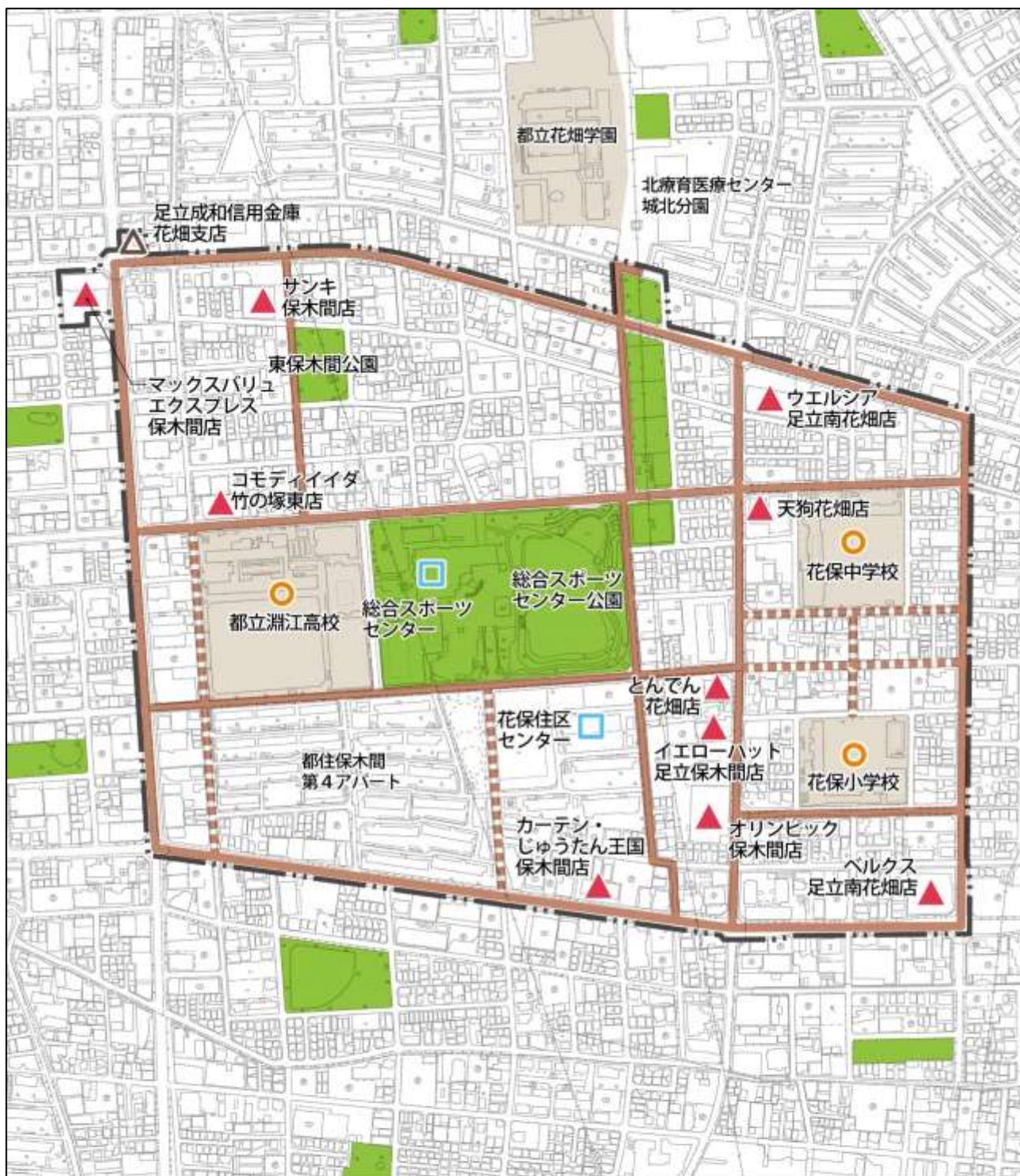
整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
総合スポ ーツセンタ ー公園	足立区	公園全体	出入口、園路、設備等にバリアフリー化の必要性がある箇所がある。	現在の出入口及び園路の構造や、施設の状況等を考慮して、安全かつ快適に利用できる公園を整備します。	優先度を考慮して 順次	
		出入口や 園路	段差や車止めにより誰もが円滑に出入りできない出入口がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。	○	○
東保木間 公園	足立区	公園全体	出入口、園路、設備等にバリアフリー化の必要性がある箇所がある。	現在の出入口及び園路の構造や、施設の状況等を考慮して、安全かつ快適に利用できる公園を整備します。	優先度を考慮して 順次	
		出入口や 園路	段差や車止めにより誰もが円滑に出入りできない出入口がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。	○	○

オ 建築物特定事業（31ページに箇所図）

地区内の公共施設は、それぞれの建築物において、東京都福祉のまちづくり条例や足立区公共施設等整備基準、足立区環境整備基準等の法令に沿って、ユニバーサルデザインに配慮して設計、建築を行っている施設が多数を占めています。この点を考慮した上で、今後、足立区環境整備基準や公共施設等整備基準等の基準等に基づき、事業主体とともに特定事業計画を策定し、事業を実施します。

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題	バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
				短期	長期
総合 スポーツ センター	足立区	建設当時の法令や基準に基づき整備したが、法令改正等の新たな要因によりバリアフリー化の改善の余地がある。	現在の構造等を考慮しながら、最新の法令や基準に沿うよう安全・快適・円滑に移動や利用ができる施設を整備します。	優先度を考慮して 順次	
花保住区 センター	足立区	建設当時の法令や基準に基づき整備したが、法令改正等の新たな要因によりバリアフリー化の改善の余地がある。	現在の構造等を考慮しながら、最新の法令や基準に沿うよう安全・快適・円滑に移動や利用ができる施設を整備します。	優先度を考慮して 順次	
花保 小学校	足立区	建設当時の法令や基準に基づき整備したが、法令改正等の新たな要因によりバリアフリー化の改善の余地がある。	現在の構造等を考慮しながら、最新の法令や基準に沿うよう安全・快適・円滑に移動や利用ができる施設を整備します。	優先度を考慮して 順次	
花保 中学校	足立区	建設当時の法令や基準に基づき整備したが、法令改正等の新たな要因によりバリアフリー化の改善の余地がある。	現在の構造等を考慮しながら、最新の法令や基準に沿うよう安全・快適・円滑に移動や利用ができる施設を整備します。	優先度を考慮して 順次	

公園特定事業・建築物特定事業箇所図



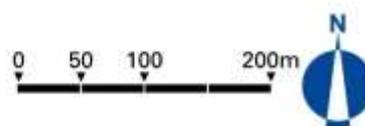
重点整備地区

生活関連施設

- 公共施設
- 教育施設
- 文化・スポーツ施設
- ◆ 保健・福祉施設
- ◇ 医療機関
- ▲ 商業施設
- ▲ 金融機関・郵便局

生活関連経路

- 生活関連経路 (主要経路)
- - - 生活関連経路 (ネットワーク経路)



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)3都市基交著第57号

(6) ソフト面での特定事業の設定

ア 教育啓発特定事業

バリアフリー化に関する教育啓発活動の現状を踏まえ、今後、事業主体とともに特定事業計画を策定し、事業を実施します。

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題	バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
				短期	長期
重点整備 地区内	足立区	足立区バリアフリー推進計画に、移動の手助けやコミュニケーション方法に配慮した対応等に対する理解や協力を推進する啓発等について指針が示されている。	事業者及び施設管理者等が、高齢者・障がい者等に対する適切な対応及び必要な介助等を行うための知識や技術の向上を図るため、職員・従業員等の教育の充実を図るよう事業者等に働きかけます。	○	○
			区民に対して、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国出身の方等への接し方や支援の方法を学び、理解と協力を深めるよう働きかけます。	○	○
		足立区バリアフリー推進計画に、区民一人ひとりの配慮を必要とする「心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの機運の醸成」について指針が示されている。	区民に対して視覚障がい者誘導用シートやブロック、バリアフリースイッチ、障がい者等用の駐車スペースなど、必要としている人が利用できるようにルールを守り、マナーの向上に努めるよう働きかけます。	○	○

イ その他

今後、事業主体とともに特定事業計画を策定し、事業を実施します。

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
重点整備 地区内	足立区	歩道	歩道上に雑草や植木鉢などがはみ出し、通行しにくい箇所がある。	歩行空間の機能を十分に維持・保全するため、商品のはみ出し陳列や看板等の設置など、不法占用物に対する移動・撤去等の指導を行います。区管轄外の道路においては道路管理者への働きかけを行います。	優先度を考慮して 順次	
		自転車	歩道に置かれた自転車や、歩道上を走る自転車のために歩行者が危ない場合がある。	第11次交通安全計画で計画した自転車利用者の交通ルールの順守や走行マナーの向上の目標達成を目指し、普及啓発を進めます。	○	
		足立区バリアフリー推進計画に、区民一人ひとりの配慮を必要とする「心のバリアフリー、心のユニバーサルデザインの機運の醸成」について指針が示されている。		商業施設、金融機関の施設管理者に対して高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等の要望を取り入れ、バリアフリー化の推進に努めるよう働きかけます。	○	○

資料編

資料1 地区の概況

1 公共交通

地区内には、鉄道駅はありませんが、周辺には東京メトロ・JR常磐線綾瀬駅・東武伊勢崎線竹の塚駅、エクスプレス六町駅の3駅が立地しています。路線バスは、これら3駅を起終点として、主要な通りを東武バスセントラルが運行しています。

総合スポーツセンターから最も近い六町駅（つくばエクスプレス）までは、徒歩約20分です。

2 道路

幹線道路としては、地区の北側に舎人公園通り、西側に花畑大橋通り、南側に六六通りの区道が走っています。

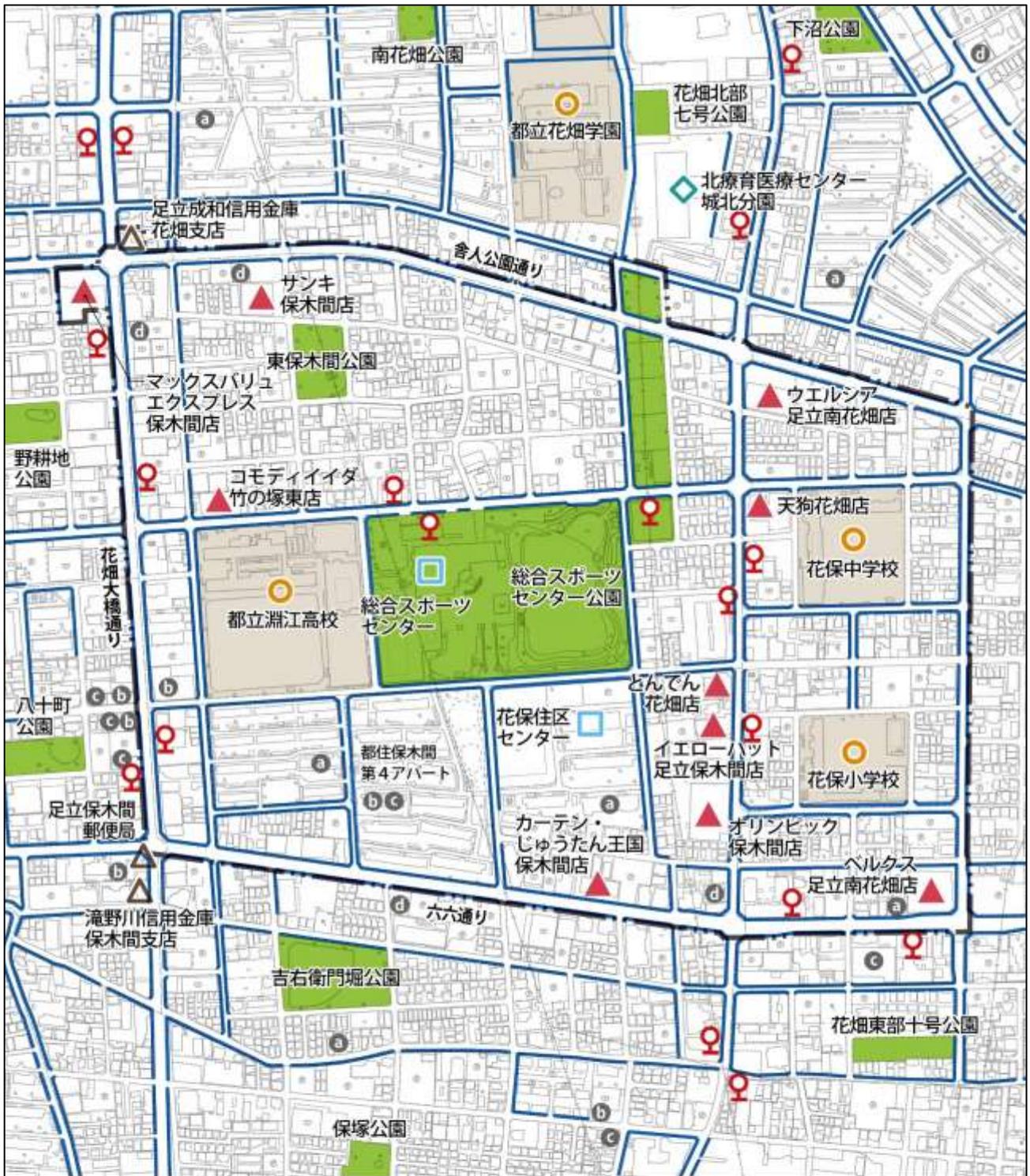
歩道は主要な道路に設置されていますが、一部で幅が2m未満の箇所や、準歩道（車道と歩道が柵のみで区切られ、段差のないもの）や自主管理歩道が設置されています。

3 主要施設

地区内には、総合スポーツセンターのほか、花保住区センター、都立淵江高校、花保中学校、花保小学校などがあります。

幹線道路やバスが通る道路の沿道には、商業施設が立地しています。

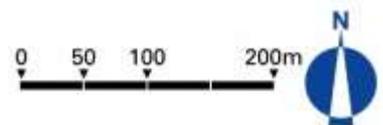
総合スポーツセンター地区の概況



重点整備地区

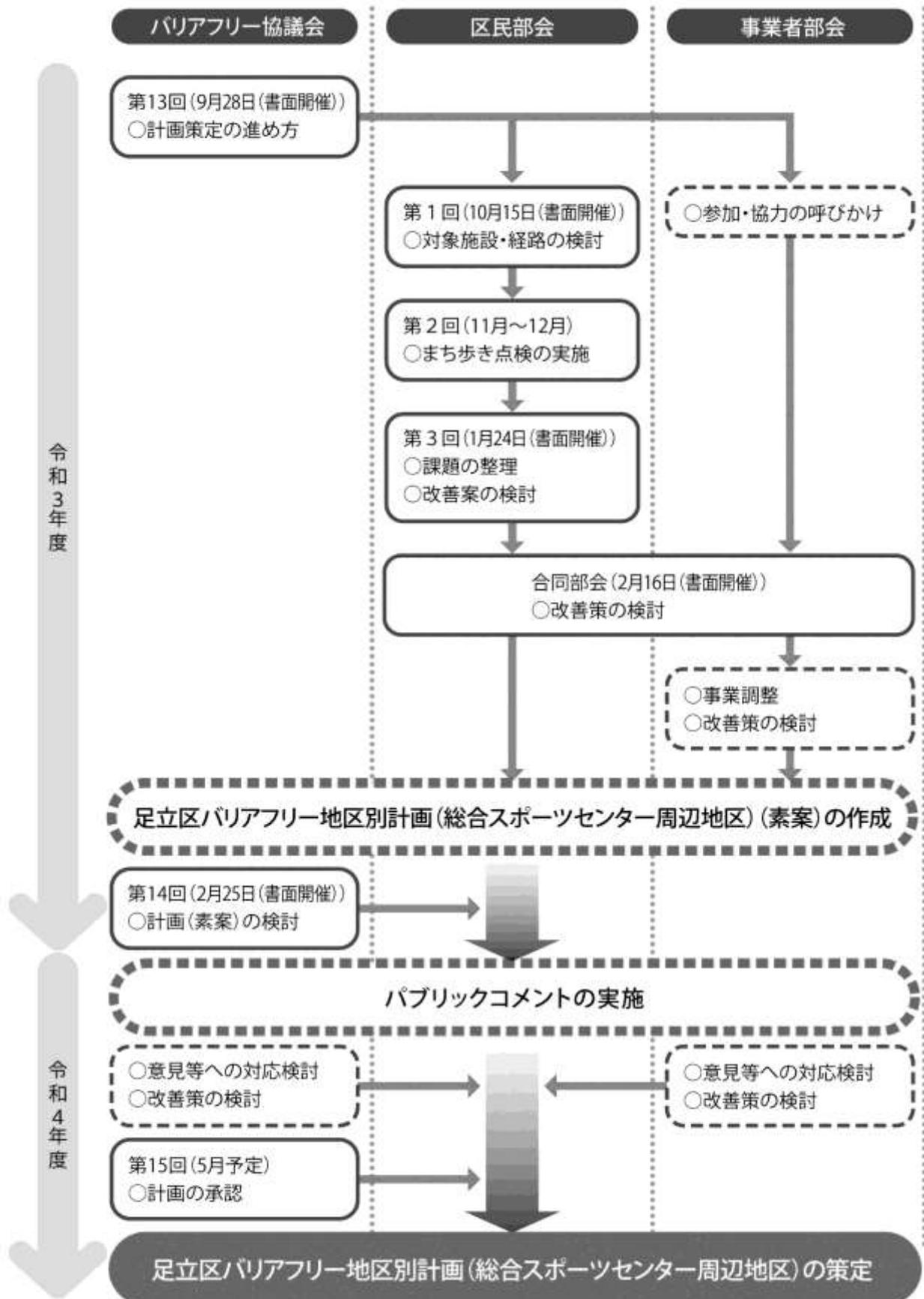
主要施設

- | | | |
|-----------|------------|-----|
| 公共施設 | 公園 | 歩道 |
| 教育施設 | その他の主要施設 | バス停 |
| 文化・スポーツ施設 | 幼稚園・保育園 | |
| 保健・福祉施設 | 診療所 | |
| 医療機関 | 薬局・ドラッグストア | |
| 商業施設 | コンビニエストア | |
| 金融機関・郵便局 | | |



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）3都市基交著第57号

資料2 検討の経緯



資料3 足立区バリアフリー協議会・各部会の検討概要

(1) 足立区バリアフリー協議会の開催概要

足立区バリアフリー協議会では、総合スポーツセンター周辺地区を対象に、利用者の視点でバリアフリー化の問題点や課題を抽出しました。

バリアフリー協議会の実施概要

回（開催日）	検討内容
第13回 （令和3年9月28日） ※書面開催	・ 地区別計画（総合スポーツセンター周辺地区編）の策定について
第14回 （令和4年2月25日） ※書面開催	・ 区民部会及び事業者部会の開催報告 ・ 地区別計画（総合スポーツセンター周辺地区編）（素案）について
第15回 （令和4年5月予定）	・ 足立区バリアフリー地区別計画（総合スポーツセンター周辺地区）のパブリックコメントの結果及びバリアフリー地区別計画（総合スポーツセンター周辺地区）（案）について

参加団体

- ・ 足立区まちづくり推進委員会
- ・ 足立区友愛クラブ連合会
- ・ 足立区女性団体連合会
- ・ 東日本旅客鉄道株式会社
- ・ 京成電鉄株式会社
- ・ 首都圏新都市鉄道株式会社
- ・ 東武バスセントラル株式会社
- ・ 朝日自動車株式会社
- ・ 株式会社新日本観光自動車
- ・ 東京都交通局自動車部
- ・ 警視庁千住警察署
- ・ 警視庁竹の塚警察署
- ・ 国土交通省関東運輸局
- ・ 国土交通省関東地方整備局
- ・ 東京都建設局東部公園緑地事務所
- ・ 足立区障害者団体連合会
- ・ 足立区地域保健福祉推進協議会
- ・ 足立区商店街振興組合連合会
- ・ 東武鉄道株式会社
- ・ 東京地下鉄株式会社
- ・ 東京都交通局総務部
- ・ 日立自動車交通株式会社
- ・ 京成バス株式会社
- ・ 国際興業株式会社
- ・ (一社)東京ハイヤー・タクシー協会
- ・ 警視庁西新井警察署
- ・ 警視庁綾瀬警察署
- ・ 東京都都市整備局
- ・ 東京都建設局第六建設事務所

(2) 区民部会の開催概要

区民部会では、総合スポーツセンター周辺地区を対象に、利用者の視点でバリアフリー化の問題点や課題を抽出しました。

区民部会の実施概要

回（開催日）	検討内容
第1回 （令和3年10月15日） ※書面開催	<ul style="list-style-type: none"> 生活関連施設・経路の検討 まち歩き点検のルート、点検ポイントの検討 （参加者25名）
第2回 （令和3年11月19日）他	<ul style="list-style-type: none"> まち歩き点検の実施 （参加者23名）
第3回 （令和4年1月24日） ※書面開催	<ul style="list-style-type: none"> まち歩き点検での意見の確認 改善案の検討 生活関連施設・経路の確認 （参加者25名）

参加団体

- ・ 足立区まちづくり推進委員会
- ・ 足立区民生・児童委員協議会
- ・ 足立区友愛クラブ連合会
- ・ 足立区視力障害者福祉協会
- ・ 足立区パーキンソン病友の会
- ・ オストミー協会足立分会
- ・ 足立区肢体不自由児者父母の会
- ・ 足立区女性団体連合会
- ・ 足立区商店街振興組合連合会
- ・ 足立区地域保健福祉推進協議会
- ・ 国際障害者年を進める足立の会
- ・ 足立区ろう者協会
- ・ 足立区精神障害者家族会連合会
- ・ 足立区手をつなぐ親の会

※上記団体の他、地元区民の方2名にもご参加いただきました。

第2回区民部会（まち歩き点検）の各班のルート図



重点整備地区

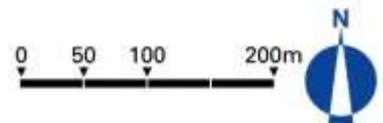
生活関連施設

- 公共施設
- 教育施設
- 文化・スポーツ施設
- 保健・福祉施設
- 医療機関
- 商業施設
- 金融機関・郵便局

公園

点検ルート

- Aルート
- Bルート
- Cルート



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）3都市基交著第57号

(3) 合同部会の開催概要

合同部会は、区民部会の参加団体および事業者部会の参加事業者（バリアフリー化の対象施設・経路に係る事業者）により構成します。

合同部会では、区民部会で検討されたバリアフリー化の問題点や課題と、それに対する改善策や、地区別計画に定める特定事業について協議を行いました。

合同部会の実施概要

回（開催日）	検討内容
令和4年2月16日 ※書面開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改善策の検討 ・ 特定事業の検討

参加団体・事業者

区民部会の参加者および以下の事業者部会の参加事業者

参加事業者

- ・ 株式会社サンバルクスホールディングス
- ・ 東武バスセントラル株式会社
- ・ 東京都都市整備局
- ・ 警視庁竹の塚警察署
- ・ 東京都建設局第六建設事務所

資料4 まち歩き点検における区民意見

まち歩き点検等において挙げられた主な意見について、各ルートにおいて、道路の路線番号および施設ごとに整理しました。挙げられた意見のうち、具体的な箇所の撮影ができた指摘事項については、場所と写真を示します。

1. 生活関連経路の主な意見

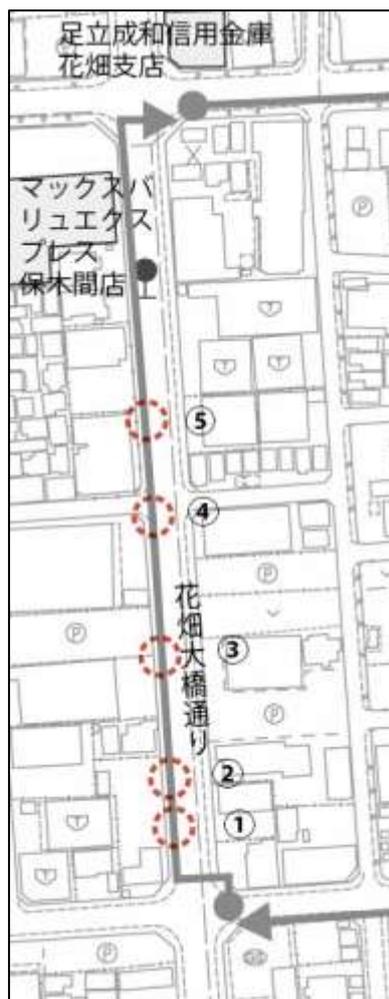
(1) 足立13号（花畑大橋通り）の主な意見 その1

番号	指摘事項
①	・（民地の）雑草のため、段差があるのが分かにくい。
②	・停留所の案内が斜めになっている。勾配がきつく、歩きにくい。
③	・信号機に音響機能がついていない。青時間が短い。
④	・交番前の勾配がかなりある。
⑤	・最新の歩道ブロックの方は段差がなくて良い。雑草が生えていて通りにくい。



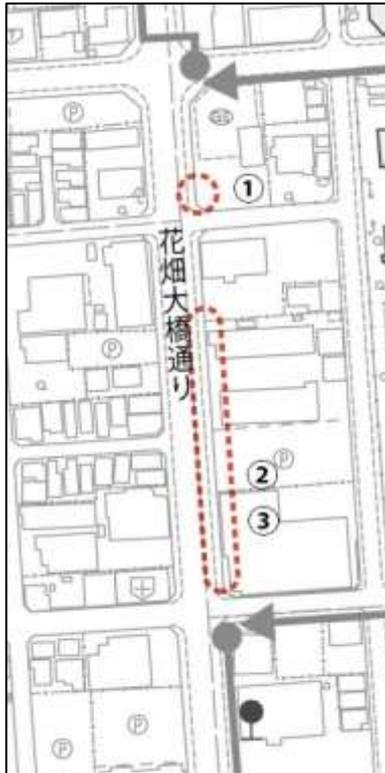
(1) 足立13号 (花畑大橋通り) の主な意見 その2

番号	指摘事項
①	・幅が狭い (145cm) 。車いすは自転車がこわい。
②	・歩道が狭い (150cm) 。自転車が通行すると危険だ。植栽で歩道が狭い。勾配9～18%はきつい。
③	・車の乗り入れの勾配がきつい (転倒する) 。
④	・最新の歩道ブロックの方は段差がなくて良い。雑草が生えていて通りにくい。
⑤	・植栽等がくぼんでいる所はゴミが捨てやすい状態だ。



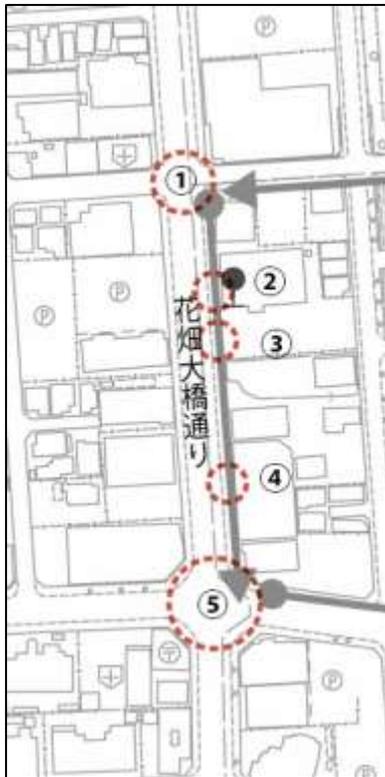
(1) 足立13号（花畑大橋通り）の主な意見 その3

番号	指摘事項
①	・ 海拔標示には多言語あり。「赤テープのところまで」の文言があるが、赤テープはわかりにくかった。
②	・ 歩道が狭い。木が道にはみ出し、自転車も逆走してくる。
③	・ 道端の「消化器」には多言語表記がない。ここにある意味が不明だ。



(1) 足立13号（花畑大橋通り）の主な意見 その4

番号	指摘事項
①	<ul style="list-style-type: none"> ・横断歩道手前のすりつけ勾配（約7～9%）がきつい。 ・横断歩道手前に視覚障害者誘導用ブロックがある。 ・歩行者用信号機に音響機能がついていない。
②	<ul style="list-style-type: none"> ・バス停に視覚障害者誘導用ブロックがない。 ・バス停前にベンチが設置されているが、座面の一部が破損している。
③	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場ための切り下げの勾配（約8%）がきつい。
④	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場ための切り下げの勾配（約9%）がきつい。
⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・横断歩道手前のすりつけ勾配（約7～12%）がややきつい。 ・横断歩道手前に視覚障害者誘導用ブロックがある。 ・歩行者用信号機に音響機能がついていない。



足立13号（花畑大橋通り）の経路全体の指摘事項

- ・全体的に歩道の勾配がきつい。車庫前や駐車場前など多数存在する。
- ・想定浸水深(赤いテープの高さ)は英語表示がない。
- ・歩行者と自転車がすれ違うには、歩道の幅員がやや狭い。
- ・歩道が所々斜めになっているので、ベビーカーが通りにくい。
- ・案内サインがない。

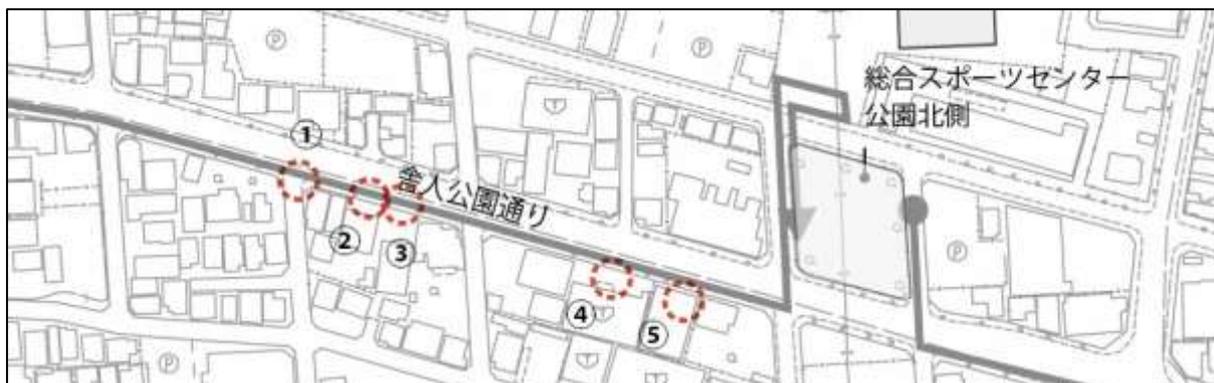
(2) 足立16号 (舎人公園通り) の主な意見 その1

番号	指摘事項
①	・歩道の13%勾配はきつい(横断歩道)。
②	・歩道が狭い(150cm)。
③	・民間開発による休憩用のベンチスペースは良い。 ・歩道の17%勾配はきつい。
④	・歩道の12%勾配はきつい。
⑤	・植栽にゴミが多い。
⑥	・歩道の15%勾配はきつい。
⑦	・歩道の16%勾配はきつい。
⑧	・歩道の21%勾配はきつい。かつ狭く出入口となっており危ない。
⑨	・植栽の段差が危ない。



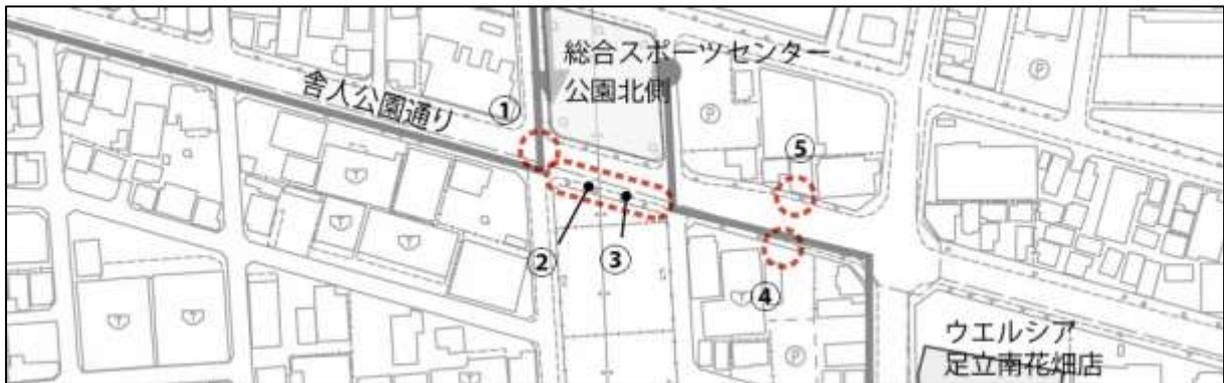
(2) 足立16号 (舎人公園通り) の主な意見 その2

番号	指摘事項
①	・段差がある (3 cm)。
②	・歩道が狭い (153cm)。
③	・駐車している車が歩道に出ている。 ・歩道が狭い (145cm)。
④	・協和商事前の歩道のマンホール段差がある。継ぎ目に溝があり、ヒビがある。 ・民地との段差がある。 ・歩道の 17%勾配はきつい。
⑤	・民地と段差がある。



(2) 足立16号 (舎人公園通り) の主な意見 その3

番号	指摘事項
①	・横断歩道だが、車がとまってくれない。 ・押しボタン信号を設置して欲しい。
②	・生け垣が高め(1m)で厚みがある。小さい子は見えない。
③	・生け垣が高いが抜けているところがあり、飛び出しの危険性がある。
④	・マンホール周りが傷んでいる。
⑤	・マンホールに段差がある



(2) 足立16号 (舎人公園通り) の主な意見 その4

番号	指摘事項
①	・巻き込み防止の柵がバランスよく入っている。 ・自転車の逆走が多い。
②	・マンホール周りが傷んでいる。
③	・歩道はあまり広くないので、自転車が逆走してくると少し怖い。



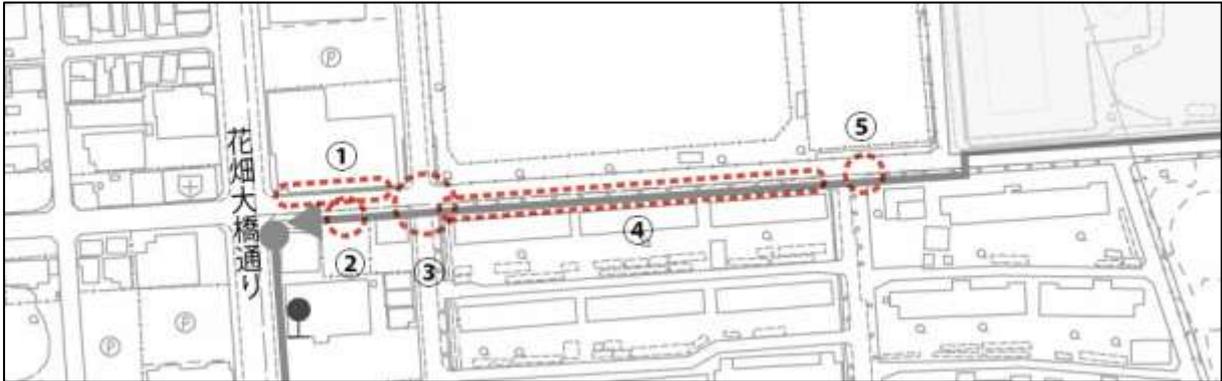
足立16号 (舎人公園通り) の経路全体の指摘事項

- ・全体的に歩道の勾配が極めてきつい。
- ・全体的に歩道が狭い。安全ではなく歩行者優先とはいえない。
- ・全体的に路面にたくさん凹凸がある。
- ・歩道上に障害物が多い。
- ・街路樹のつつじが歩道にはみだし、歩道が使いにくい。
- ・電柱が歩行を妨げている。
- ・手入れをもう少し頻繁にできないか (雑草など)。
- ・スポーツセンターへの案内標識が欲しい。交差点にあると良い。



(3) 足立19号の主な意見 その1

番号	指摘事項
①	・私有地内歩道。
②	・歩道の真ん中に電柱があり、車椅子がやっと通れる程度の幅員（110cm）しかない。
③	・歩行者用信号機に音響機能がついていない。
④	・こちらのみ歩道がある。
⑤	・横断歩道手前のすりつけ勾配（約12%）がきつい。



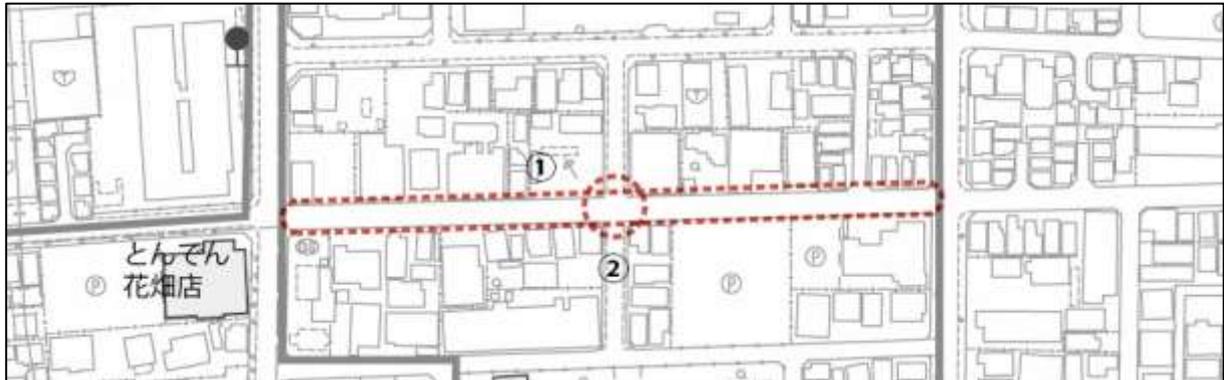
(3) 足立19号の主な意見 その2

番号	指摘事項
①	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者用信号機に音響機能がついていない。 ・道が木の根で持ち上がって変形していた。定期的な補修が必要。
②	<ul style="list-style-type: none"> ・しっかりとしたガードレールを作ると歩道が狭くなることがあるので、最高速度が低い道路では簡易なものでもよいのではないか。 ・自転車の通行が多かったので、青色のマークで自転車専用レーンをつくってもよいのではないか。 ・サインが小さく、見えにくい。
③	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道がないところがある。 ・セットバックして歩道が作れているところとそうでないところの差が大きい。
④	<ul style="list-style-type: none"> ・交差点で右折車が危ない。 ・視覚障害者誘導用ブロックがない。 ・歩行者用信号機に音響機能がついていない。
⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車量が多いので専用レーンにしてはどうか。 ・広くてよい。



(3) 足立19号の主な意見 その3

番号	指摘事項
①	・路側帯のみだが、車はあまり通らないので、それほど困らないようだ。
②	・横断歩道の白線が消えかけている。通学路なので早めに直してほしい。



足立19号の経路全体の指摘事項
<ul style="list-style-type: none"> ・淵江高校側には歩道がない。 ・視覚障害者誘導用ブロックがない。 ・案内サインがない。

(4) 足立20号 (六六通り) の主な意見 その1

番号	指摘事項
①	・視覚障害者誘導用ブロックがない。 ・歩行者用信号機に音響機能がついていない。
②	・横断歩道手前に視覚障害者誘導用ブロックがある。 ・歩行者用信号機に音響機能がついていない。
③	・歩道の横断勾配が急な箇所(約8%)がある。
④	・視覚障害者誘導用ブロックがない。 ・歩行者用信号機に音響機能がついていない。
⑤	・セーフティブロックになっている。
⑥	・マンホールの蓋と周りのコンクリートが劣化して、少し段差になっている。
⑦	・かなり不陸がある。切り下げとも相まって。高齢者施設があるところの入口が特にある。



(4) 足立20号(六六通り)の主な意見 その2

番号	指摘事項
①	・歩道の植え込みに車いすが脱輪しそう。



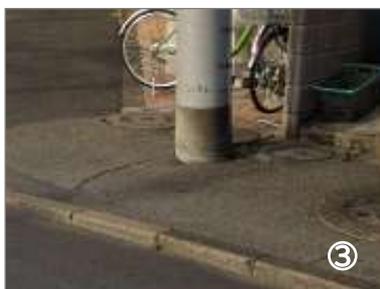
足立20号(六六通り)の経路全体の指摘事項

- ・歩道に植栽帯があるため、歩行者と自転車がすれ違うには、歩道の幅員がやや狭い。
- ・案内サインがない。
- ・杖を突きながらの歩行では、木の根の凸凹があつて歩きにくい。
- ・車道を通るはずの自転車が歩道を走っている。



(5) 足立21号の主な意見 その1

番号	指摘事項
①	・歩道の14%勾配はきつい。
②	・マンホールに段差がある。
③	・電柱が邪魔。



(5) 足立21号の主な意見 その2

番号	指摘事項
①	・交通量が多いが、ガードレール等がない。
②	・音響式信号機がない。青時間が短い。 ・視覚障害者誘導用ブロックが、カーブして敷設されている。 ・東側歩道には視覚障害者誘導用ブロックがあるが、西側歩道にはない。 ・横断歩道の幅より歩道切り下げの幅が狭く、段差が生じている。 ・歩行者用信号機に音響機能がついていない。
③	・横断歩道手前のすりつけ勾配（約15～17%）がきつい。 ・歩車道境界の縁石が破損している。
④	・段差の切り下げのアプローチがバラバラ。
⑤	・バス停に視覚障害者誘導用ブロックがない。 ・バス停に屋根が設置されていない。 ・バスはいったん降りてからまた歩道に挙がらなければならない（歩道高さ15cm）。 正着できないのであれば、スロープにしてほしい。
⑥	・横断歩道があるとよい。
⑦	・バス停に視覚障害者誘導用ブロックがない。



(5) 足立21号の主な意見 その3

番号	指摘事項
①	・新しそうだが、普通のブロックだ。
②	・車通りが多いが、道が広くないので、自転車がかなり歩道を走っている。(逆走も多い) 歩道はきれいだ。
③	・巻き込み防止柵がここだけある。 ・視覚障害者誘導用ブロックがない。 ・歩行者用信号機に音響機能がついていない。
④	・歩道の真ん中に電柱があり、車椅子がやっと通れる程度の幅員(110cm)しかない。
⑤	・駐車場の車の出入りのため歩道が斜めになっている。



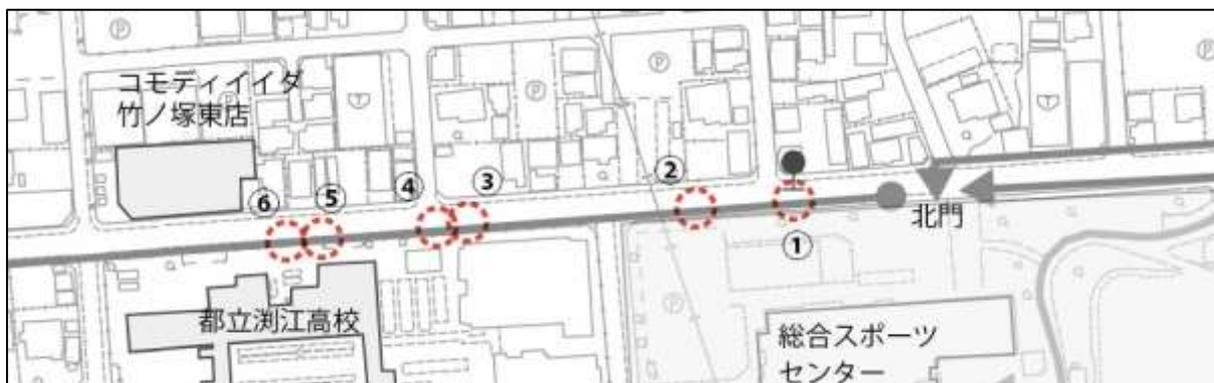
(6) 洺江268号の主な意見 その1

番号	指摘事項
①	・交差点の青時間が短い。安全に横断できない。 ・信号機に音響機能がついていない。
②	・切り下げがかなり高い（警告看板がある）。
③	・横断歩道の白線が完全に消えている。
④	・サイン、多言語表記になっている。
⑤	・段差がなめらか。



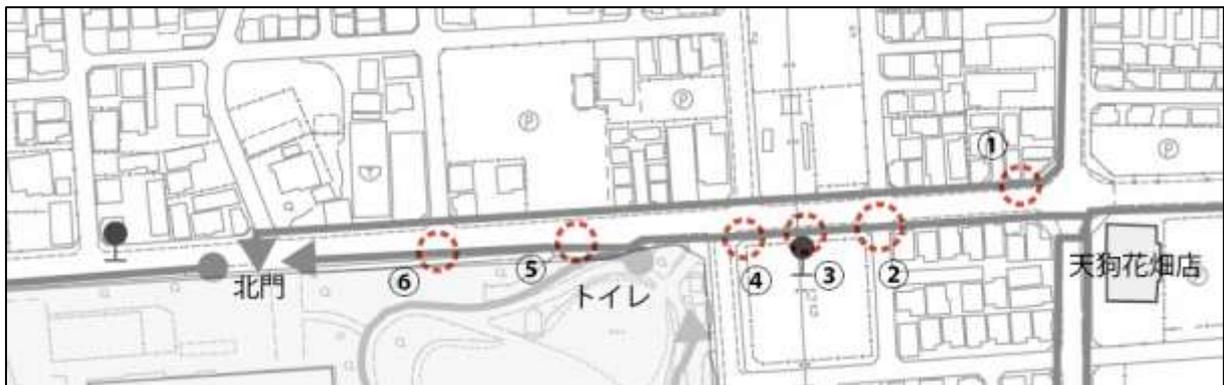
(6) 洺江268号の主な意見 その2

番号	指摘事項
①	<ul style="list-style-type: none"> ・バス停が歩道を邪魔している。バス停のブロックが壊れているところがある。 ・バス停の乗り口、降り口ともに点字ブロックがあるのはよい。 ・バスも正着しているのが良い。 ・ただし、時間によって、バスの時刻に 30 分程度の空き時間があるのは課題。 ・タクシーもなかなか捕まらない。
②	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便ポストが歩道を邪魔している。 ・歩車道ブロックに段差がある（3cm）。
③	<ul style="list-style-type: none"> ・溝にフタ（格子蓋）が必要だ。 ・高校前の歩道は、凹凸がある。高校の玄関前に傾斜がある。
④	<ul style="list-style-type: none"> ・横断歩道の前は、車はスピードを控えて欲しい。
⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・段差 5cm の乗り入れは厳しい。
⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の少しの段差でも厳しい（1cm）。



(6) 澁江268号の主な意見 その3

番号	指摘事項
①	・このあたり、歩車道に段差がありすぎて危険であり、勾配もある。
②	・横断歩道手前のすりつけ勾配（約8～10%）がきつい。 ・テニスコートの角に避難場所のサインがある。 ・避難場所のサインには英語表記がある。
③	・バス停に視覚障害者誘導用ブロックがない。
④	・テニスコートの案内板は、表示が劣化し、読めない。
⑤	・公園駐車場入口の歩道の横断勾配（約8%）がきつい。
⑥	・ここはガードレールでバリアされている。



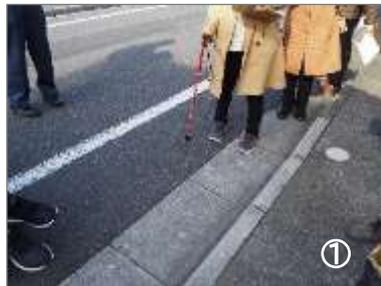
(6) 洩江268号の主な意見 その4

番号	指摘事項
①	・信号がないが、広い交差点であり、赤枠で強調されている。
②	・綺麗に段差切り下げをしている個所があった。
③	・この道は整っている。



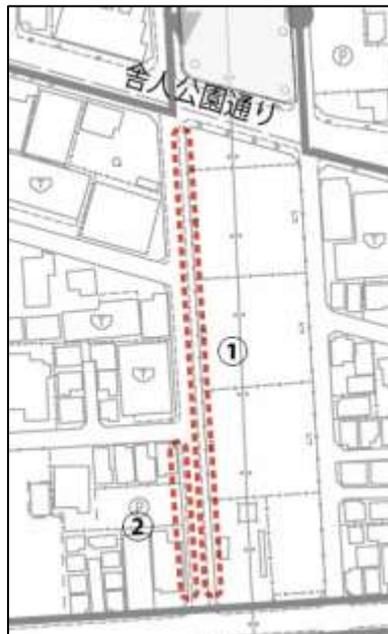
(7) 澁江274号の主な意見

番号	指摘事項
①	・歩道がない。白線内は105cm。
②	・路側帯のみだが広い。車通りあり。



(8) 渚江280号の主な意見

番号	指摘事項
①	・きれいで整っている。
②	・反対側は狭い。



渚江 280 号の経路全体の指摘事項
<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に歩道の勾配がきつい。 ・全体的に路面にたくさん凹凸がある。下を確認しながらでないと転びそうだ。 ・民地側の垣根が歩道にせり出す所もあり、歩きにくい。 ・案内サインがない。

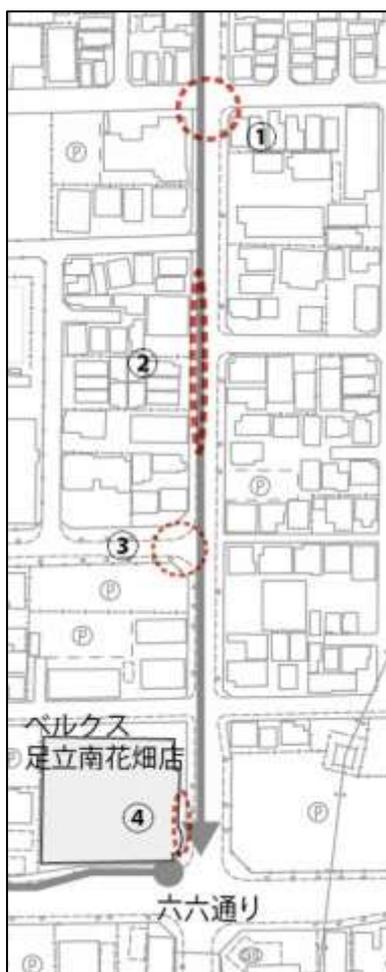
(9) 澁江285号の主な意見 その1

番号	指摘事項
①	・ゴミが歩道側に出されていると困る。資源ごみなど、種類が増えたので、集積スペースがより広く必要だ。
②	・公園にエリアマップのQRコードの案内があると、最寄りのトイレ等がわかるようにできるのではないか。
③	・横断歩道を設置すると車が確認するのであったほうが良い。
④	・歩道にテーパーがはみ出ている。
⑤	・植え込みで、歩道が狭い。



(9) 浏江285号の主な意見 その2

番号	指摘事項
①	<ul style="list-style-type: none"> ・信号が見つらい。気が付かないと思ったら、歩行者用信号がない。車用は高いので、見えない。 ・自動車の巻き込み防止柵が1つだけ固いものになっている。
②	<ul style="list-style-type: none"> ・傾斜のある歩道が多い。
③	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の舗装について、自転車や歩行者には優しいが、手動車いすはどうか。 ・このような石の道は、車いすもベビーカーも杖も歩きにくい。
④	<ul style="list-style-type: none"> ・ベルクス前の自転車が歩道にはみ出している。



浏江 285 号の経路全体の指摘事項
<ul style="list-style-type: none"> ・歩道上を通行する自転車がが多い。 ・ガードレールをつけられないか。

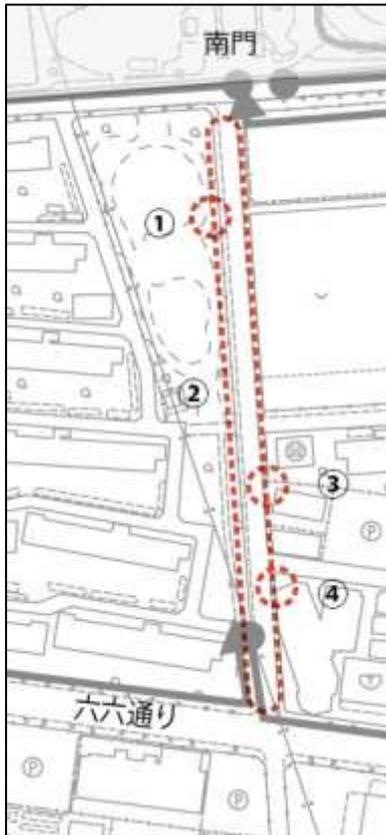
(10) 渚江301号の主な意見

番号	指摘事項
①	・大通りの補助として使われている。自転車、歩行者が多い。 ・片側（東）のみ歩道がある。
②	・両側歩道あり。歩行者がたくさん歩いている。



(11) 洩江321号の主な意見

番号	指摘事項
①	・公園の出入口が少し急だ。
②	・自転車の通行が多い。車道を走っている。ちなみに最寄りの六町駅前の通りは自転車のマナーが悪い。入り乱れており、足立区のブランドに関わる。
③	・突然歩道が終わる。
④	・私有地かもしれないが段差が大きい。



(12) 渚江323号の主な意見

番号	指摘事項
①	・きれいで整っている。
②	・凸凹があり通行しにくい。 ・歩道がとぎれとぎれになっている。



2. 生活関連施設の主な意見

(1) 総合スポーツセンター公園の主な意見 その1

番号	指摘事項
①	・北門の出入口は段差があり、視覚障害者誘導用ブロックが剥がれている所があった。
②	・南東の出入口は車いすでは入れず、ベビーカーでもぎりぎりだ。通れないという案内板があるとよい。
③	・北東の出入口は、ポールがあり、車いすが回転できず、入れない。 ・北東の出入口の階段の段差が上からはわかりにくい。 ・北東の出入口に手すりがない。 ・北東の出入口に視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない。 ・北東のスロープの勾配（約8%）がややきつい。
④	・以前より改善したが、駐車場の出入口の段差解消（板の設置）があるとよい。



(1) 総合スポーツセンター公園の主な意見 その2

番号	指摘事項
①	・敷地内にあるバスのりばから歩道へ出る通路の勾配（約10%）がきつい。また、植栽で見通しが悪い。
②	・北門からウォーキング・ジョギングコースへ行く園路の勾配（約13%）がきつい。
③	・勾配が1：12を超えているところが数か所あった。
④	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の走行方向が一方通行で、施設に最短距離で行けない。 ・走る人と歩く人の内外を逆にしたらいいのではないか。 ・一方通行のサインが、走る側の地面にも欲しい。 ・掲示では文字以外にも、一方通行を示す場合、矢印に×をつける等、大きくわかりやすいサインにしてほしい。 ・掲示にスパイクと書かれてもわからない人がいるので、絵で表示してほしい。 ・文字にはルビを振ってもらえるとわかりやすい。 ・歩行者と走行者はラインで分けたほうがわかりやすい。 ・園路は歩きやすい。 ・駐車場の出入口だとわかりにくいので、P等の表記をしてほしい。 ・さまざまな遊具とピクトは楽しげだ。 ・サッカーグラウンドを横切る仕様になっていない。 ・ウォーキング・ジョギングコースに視覚障害者の誘導がない。



(1) 総合スポーツセンター公園の主な意見 その3

番号	指摘事項
①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2箇所あるトイレのうち、1箇所のベビーベッドを大人用に交換できないか。ベビー用のベッドはあるが、大人は使えない。 ・ トイレの手すりが短いのではないのか。もう少し長くしても良いのではないか。 ・ 服を掛ける所があると良い。 ・ 広くてきれい。 ・ 多機能トイレは右麻痺と左麻痺用で作り分けされていてよかった。どちらが左用なのか、右用なのか、開けてみないとわからないので、配置図があるとよい。 ・ トイレに点字案内があるのはよいが、触知図があった方が便利。 ・ オストメイトがあってよい。子供用の小用トイレがあってよい。 ・ 緊急呼び出し用のボタンが通常の高さや倒れた際の高さになかった。 ・ どちらのトイレも手洗い場の下に壁面からスチール製の物体が突き出ている、車いすの先端がぶつかってしまう。
②	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般トイレは、洋式でよい。一般トイレの出入口に扉をつけてほしい。
③	<ul style="list-style-type: none"> ・ この形のベンチが道の途中にあると、雨等の日でも休みやすくなるので増やしてはどうか（公園というよりは途中で休むようなところ）。 ・ ベンチが埋もれて、座ったら立ち上がるのが大変だった。新しくなったものの、ベンチの高さは今までどおりであり、色が変わっただけだ。
④	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園の案内板には、視覚障害者のために、点字や触知図をつけてほしい。



(1) 総合スポーツセンター公園の主な意見 その4

番号	指摘事項
①	・視覚障害者誘導用ブロックの壊れがある。
②	・自転車に乗ったまま勢いを弱めず入ってくるので注意の看板があるとよい。 ・敷地内の視覚障害者誘導用ブロックについて、青色と黒でコントラストを付けているのはよい。ただし、青色は他地区では自転車専用レーンなどを示していることから要検討。
③	・自転車のたまりはあまりきれいでない。入口の動線にかかって置かれているものがあるので、停めていいスペースを区切ったほうがいいのか。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・健常者目線で作られているのか、自転車の注意書きが目立つ。 ・サインが青色で書かれているのは、少し薄くなっていった（黒は最後まで消えないが、赤、青、黄は薄くなるので要注意）。 ・グラウンドの水はけがあまり良くないと聞いている。 ・南西部の休息所へ向かうルートがない。 ・施設側は階段ではなく、段差になっている。 ・駐車場から路上に出るところで、自転車が止まることなくスピードをそのまま走っている。車から道路の左右の状況がわかるミラーなどの設置があるとよい。 ・サインが全体的に消極的。 ・緑の柵や赤コーンなどは美観を損ねるので、他の方法がよい。 ・案内板がどれもシールで修正されており美しくない。



(2) 総合スポーツセンター公園北側の主な意見

番号	指摘事項
①	<ul style="list-style-type: none"> ・南西側の出入口に勾配がある。 ・公園内にコンクリートの通路を設置してほしい。または、コンクリートによる段差解消をしてほしい。
②	<ul style="list-style-type: none"> ・各所に段差や勾配がある。 ・気づきにくい段差がある（藤棚の所）。
③	<ul style="list-style-type: none"> ・「おねがいボード」があるが、何が書いてあるか、消えていて見えない。 ・歩道が狭く、勾配があり歩きにくい。
④	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口の13%勾配はきつい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・公園まわりの車の交通安全に心配がある。



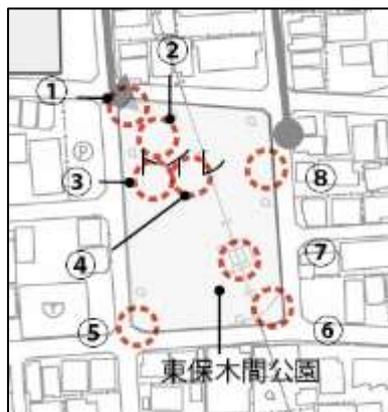
(3) 総合スポーツセンターの主な意見

番号	指摘事項
①	<ul style="list-style-type: none"> ・北門から正面玄関までの通路の勾配（約6～7%）がややきつい。 ・駐車場から出てきたとき、建物出入口に行く坂道か、公園に行く道かがわかりにくいので目印があるとよい。 ・階段が壊れている。
②	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツセンターの階段の右側に手すりがない。 ・階段の方向ごとに手すりがあると足の悪い方は助かると思う。 ・正面出入口前の階段の段差がわかりにくい。 ・東側のスロープの手すりが劣化している（ひび割れ、波打つように曲がっている）。 ・西側のスロープの勾配（約8%）がややきつい。 ・視覚障害者誘導用ブロックはスロープへ誘導しているが少し遠回りではないか。
③	<ul style="list-style-type: none"> ・正面玄関にスポーツセンターだという表示がない。 ・筆談用具を置いてくれたのは良いが、筆談ができるという表示も欲しい。。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・男性のトイレにも乳幼児用設備が必要。 ・建物の時計はデジタルの時計が良い。



(4) 東保木間公園の主な意見

番号	指摘事項
①	・車いすの出入口がわかりにくい。出入口はポール幅が狭く車いすは通りにくい。
②	・トイレのまでの道のりを舗装してほしい（車いす）。
③	・トイレはバリアフリーになっていない。車いすは入れない。手すりはない。ベビーベッドやベビーチェアはない。オストメイトはない。狭い。トイレ前に段差がある。
④	・水飲み場に段差、利用しづらい。
⑤	・割れている箇所がある。
⑥	・公園入口に電柱を支えるワイヤーがあり邪魔。
⑦	・鉄塔の柵の高さが低く思われる（170cm）。200cm 以上あっても良いのではないか。看板の位置と鉄塔の注意書きを一つにできないか。
⑧	・公園入口が狭い（87cm）。
その他	・公園入口はすべて、スロープにして欲しい（段差は×）。 ・入口からの通路は、アスファルト（コンクリート）にして欲しい。 ・車いすは入れない。チェーンはずした方がよいのではないか。 ・公園は入りにくい面がある。とくにトイレはそれが顕著だ。



(5) 花保住区センターの主な意見

指摘事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の存在がわかりにくい。 ・ 敷地の勾配は問題ない。 ・ 歩道わきの看板の矢印の向きがおかしい。



(6) 花保中学校の主な意見

指摘事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ インターホンの位置が高く、車椅子や背の低い人は困るのではないか。 ・ 海拔が低いので災害時に不安がある。 ・ スロープがあるが使えるか。また、学校内はどうか。



(7) 花保小学校の主な意見

指摘事項
<ul style="list-style-type: none">・ 正門の道路との境に段差（5cm）がある。・ 正門前の勾配が急（約14%）。・ 正門のインターホンの位置が車椅子使用者にとって高い。・ 正門前に傾斜があるため、車椅子使用者がインターホンを押すことが難しい。・ 視覚障害者誘導用ブロックがない。・ 小学校の角に正門等を案内するサインがあるが、南西角のサインはつる草で隠れている。



3. 生活関連経路以外の経路の主な意見

(1) 洺江270号の主な意見

番号	指摘事項
①	・双方向に「スピード落とせ」の表示がある。



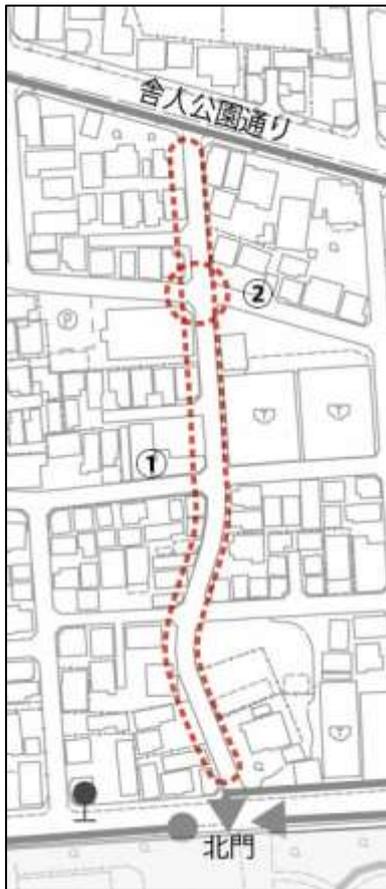
(2) 洺江275号の主な意見

番号	指摘事項
①	・車道に自転車が多数はみ出している。 ・自転車で通りにくい（白線の内側）。
②	・電柱の位置。 ・歩けるところではないのに「止まれ」がある。



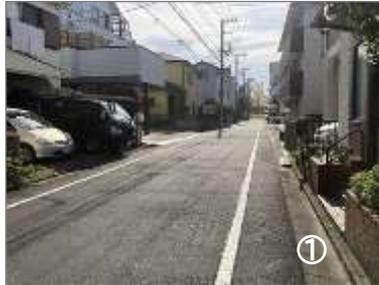
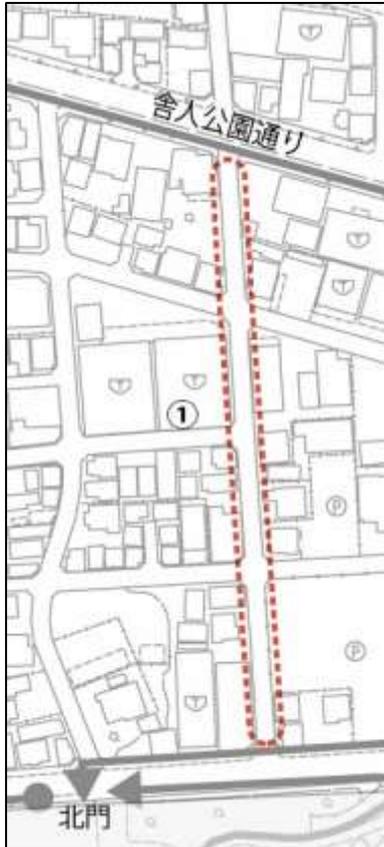
(3) 澁江278号の主な意見

番号	指摘事項
①	<ul style="list-style-type: none"> ・道路が曲がっているのに、通り抜けられる気がしない。通り抜けの道としては、こちらにつながっているが、見通せない道なので、行く気はしない（行き止まりに見える）。
②	<ul style="list-style-type: none"> ・車もなくよいが、路側帯のみ。 ・この交差点に注意喚起の赤枠の表示がある。



(4) 洺江279号の主な意見

番号	指摘事項
①	<ul style="list-style-type: none"> ・路側帯のみ。車はいない。 ・突き当りの公園側はガードレールがあり、渡れない。



4. その他

指摘事項
<ul style="list-style-type: none"> ・公共トイレについて、男用・女用・多機能用について、赤、青、黄&▲、■、●を新規だけでなく、既存のトイレにもマークを付けるとよいのではないかと思います（わかりやすく、良い取り組みだと思うので）。 ・ろう者は見た目ではわかりにくく、助けも呼べない。もしかしたらろう者ではないかとだれでもが考えてほしい。

資料5 足立区バリアフリー協議会設置要綱・委員一覧

足立区バリアフリー協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の主旨に基づき策定する足立区バリアフリー推進計画（以下「推進計画」という。）について検討及び推進するために、同法第26条第1項の規定に基づき、足立区バリアフリー協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 推進計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 重点整備地区の選定に関すること。
- (3) その他、区長が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する委員50人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表者
- (3) 関係事業者
- (4) 関係行政機関職員
- (5) 区職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命を受けた年の翌年度の3月末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、第3条第1号に規定する学識経験者のうちから、委員が選出する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の招集)

第6条 協議会は、区長が招集し、主宰する。

(意見聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会で協議すべき事項は、区長が定める。

3 前3条の規定は、部会に準用する。この場合において、前3条中「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(庁内検討会)

第9条 協議会は、必要に応じて、具体的事項を調整するため、足立区バリアフリー庁内検討会（以下「庁内検討会」という。）を設置する。

2 庁内検討会は、区職員により構成する。

(書面会議)

第10条 協議会及び部会は、緊急に会議を開催する必要がある場合、天変地異、感染症等の影響で、会議を開催することが困難であると会長が認める場合は、書面による会議（以下「書面会議」という。）を開催することができるものとする。ただし、書面による会議の対象とする案件は、委員が書面によっても内容を明確に理解できるものに限ることとする。

2 書面会議の実施方法等については、都市建設部長が別に定める。

(謝礼)

第11条 委員に対する謝礼は、都市建設部長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、都市建設部都市建設課に置く。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、足立区都市建設部長が別に定める。

付 則（27足都都発第1357号 平成27年10月9日 都市建設部長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（28足都都発第744号 平成28年7月1日 都市建設部長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（2足都都発第2810号 令和3年3月3日 都市建設部長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（3足都都発第2898号 令和4年3月25日 都市建設部長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

足立区バリアフリー協議会委員一覧

令和4年2月現在

区分	役職名	備考
学識経験者	宇都宮大学 教授（地域デザイン科学部社会基盤デザイン学科）	会長
	東京電機大学 教授（未来科学部建築学科）	副会長
関係団体 代表者	足立区まちづくり推進委員会 まちづくりカウンセラー	
	足立区障害者団体連合会 事務局長	
	足立区友愛クラブ連合会 女性委員会 副委員長	
	足立区地域保健福祉推進協議会 子ども支援専門部会 特別部会員	
	足立区女性団体連合会 会長	
	足立区商店街振興組合連合会 副理事長	
関係事業者	東日本旅客鉄道株式会社 東京支社 総務部 企画室 副課長	
	東武鉄道株式会社 鉄道事業本部 施設部 建築土木課長	
	京成電鉄株式会社 鉄道本部 計画管理部 鉄道企画担当課長	
	東京地下鉄株式会社 鉄道統括部 移動円滑化設備整備促進担当課長	
	首都圏新都市鉄道株式会社 技術部 部長 兼 計画課長	
	東京都 交通局 総務部 技術調整担当課長	日暮里舎人ライナー
	東武バスセントラル株式会社 運輸統括部 業務課長	
	日立自動車交通株式会社 バス事業部	
	朝日自動車株式会社 運輸部 課長	
	京成バス株式会社 営業部 乗合営業課長	
	株式会社新日本観光自動車 営業課長	
	国際興業株式会社 運輸事業部 運輸企画課長	
	東京都 交通局 自動車部 事業改善担当課長	都営バス
一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会 常任理事 足立支部 支部長		
関係行政 機関	警視庁 千住警察署 交通課長	
	警視庁 西新井警察署 交通課長	
	警視庁 竹の塚警察署 交通課長	
	警視庁 綾瀬警察署 交通課長	
	国土交通省 関東運輸局 交通政策部 消費者行政・情報課 課長	
	東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課 交通政策担当課長	
	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 交通対策課長	
	東京都 建設局 第六建設事務所 補修課長	
	東京都 建設局 東部公園緑地事務所 工事課長	
足立区	政策経営部長	
	福祉部長	
	都市建設部長	
	都市建設部 道路整備室長	
	都市建設部 みどりと公園推進室長	
	都市建設部 建築室長	
事務局	都市建設部 ユニバーサルデザイン担当課長	
	都市建設部 都市計画課 ユニバーサルデザイン担当係長	
	都市建設部 都市計画課 ユニバーサルデザイン担当係	

足立区バリアフリー地区別計画
(総合スポーツセンター周辺地区編) 素案

発行年月：令和4年4月

発行：足立区 都市建設部 都市建設課

ユニバーサルデザイン担当課

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1

電話 03-3880-5111 (代表)



ユニバーサルデザイン（UD）の考え方に基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

